

装プ字第 2 2 1 4 5 号
令和 6 年 1 2 月 4 日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

自衛隊の使用する自動車の保安基準に関する細部事項について（通知）

標記について、自衛隊の使用する自動車の保安基準について（防経艦第 6 0 0 2 号。2 7 . 4 . 2 4）別紙第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、自衛隊の使用する自動車の保安基準に関する細部事項について（装プ字第 1 5 4 5 号。令和 6 年 2 月 1 日）は廃止する。

添付書類：別紙

自衛隊の使用する自動車の保安基準に関する細部事項

1 趣旨

この細部事項は、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（防経艦第6002号。27. 4. 24。以下「通達」という。）別紙第3項、第4項及び第5項の規定に基づき、保安基準に関する細部事項について定めるものである。

2 用語の定義

この細部事項における用語の意義は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号。以下「訓令」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるところによる。

3 保安基準表

(1) 準用されない規定

通達別紙第3項の保安基準表に掲げられている道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「省令」という。）、細目告示及び道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成14年国土交通省告示第310号。以下「基準告示」という。）の規定のうち、防衛装備庁長官が定める除かれる規定は、次のとおりとする。

ア 省令

第18条第8項及び第9項、第20条第2項、第22条第5項及び第6項、第29条第4項第1号から第4号まで、第38条第1項（第6項に定める自動車に係るものに限る。）、第39条の2第1項（1／2トントラックに係るものに限る。）、第43条第4項、第47条第1項第7号から第9号まで並びに第53条第2項

イ 細目告示

第91条第5項、第93条第5項第4号（第6項に定める自動車に係るものに限る。）、第96条第4項、第99条第6項、第100条第9項、第11項、第13項、第16項、第18項、第20項及び第21項、第106条第5項及び第6項、第120条第7項第14号、第128条第3項第6号（第6項に定める自動車に係るものに限る。）、第136条第3項第4号（第6項に定める自動車に係る原動機の操作装置に係るものに限る。）、第140条第2項第7号から第12号まで、第3項第5号から第

8号まで並びに第6項第10号から第13号まで、第18号及び第20号、第159条第1項第6号、第169条第2項第5号、第171条第5項第3号（第6項に定める自動車に係るものに限る。）、第174条第3項第3号、第177条第6項第3号、第178条第8項第3号、第9項第3号、第10項第5号、第11項第5号、第15項及び第16項、第184条第5項及び第6項、第197条、第198条第7項第14号、第206条第3項第6号（第6項に定める自動車に係るものに限る。）、第214条第3項第4号（第6項に定める自動車に係る原動機の操作装置に係るものに限る。）、第218条第2項第7号から第12号まで及び第14号、第3項第5号から第8号まで並びに第6項第10号から第13号まで、第17号及び第20号並びに第237条第1項第6号

ウ 基準告示

第1条第1号、附則第1条、別表第2及び別表第4

エ 自動車の制動装置については、第6項に定める自動車については、省令第12条第1項並びに細目告示第93条第5項及び第171条第5項の規定にかかわらず、制動装置を1系統とすることができる。

オ 自動車の巻込防止装置については、2以上の車軸を駆動する構造を有する自動車については、細目告示第101条第4項第1号及び第179条第4項第1号の規定にかかわらず、巻込防止装置の下縁の高さを変更することが可能な構造とすることができる。

カ 自動車の突入防止装置については、貨物の輸送の用に供する普通自動車（車両総重量が7トン以上の自動車及びけん引自動車を除く。）で2以上の車軸を駆動する構造を有するものにあつては、省令第18条の2（第1項、第2項、第5項及び第6項の規定を除く。）並びに細目告示第102条及び第180条の規定を準用しない。

キ 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置については、細目告示第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号に規定する自動車については、基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができることに限り、視認等により、検査をすることができる。

- (2) 通達別紙第3項に規定する防衛装備庁長官が定める技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる省令、細目告示及び基準告示の規定中、同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
省令第2条第2項	第44条第6項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第5項
省令第14条	危険物を運送する自動車として告示で定めるもの	爆発性液体を輸送するため車台にタンクを固定した自動車
省令第22条第2項	第22条の3第1項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第1項
省令第22条の3第1項	第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席（第2号	保安基準表第19項において準用される省令第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席（第2号
省令第22条の4	第22条第3項第1号から第4号	保安基準表第19項において準用される省令第22条第3項第1号から第4号
省令第27条第2項、細目告示第115条第2項及び第193条第2項	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車	土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）
省令第27条第2項	同法第2条第1項に規定する土砂等	土、砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート、鉦さい、廃鉦及び石炭がら、コンクリート、れんが、モルタル、しつくいその他これらに類する物のくず、砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂
省令第30条第3項及び省令第31条第8項	法75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受ける	自動車に備える
省令第36条第2項、細目告示第127条第1項及び	自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標	自動車番号標又は臨時運行番号標

第205条第1項		
省令第42条	第32条から前条	保安基準表第27項から第38項の2までにおいて準用される省令第32条から第41条の5
省令第47条第1項	告示で定める品名及び数量以上の可燃物を	付表第3に掲げる品名及び数量以上の可燃物を
	第19条の規定により運送する場合に使用する自動車	第19条の規定により運送する場合に使用する自動車及び前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高压ガスを運送する自動車以外の自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）
省令第51条及び第52条	第2条から第48条の3	保安基準表第1項から第49項に準用される省令第2条から第48条の3
細目告示第40条第1項	法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
細目告示第84条第1項及び第162条第1項	保安基準第2条第1項	保安基準表第1項において準用される省令第2条第1項
	はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐら	ダンプの荷台、トラック・クレーンのクレーン
	工作自動車	レッカー
細目告示第84条第1項及び第4項	保安基準第44条第6項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第6項

並びに第162条 第1項及び第4項		
細目告示第84条 第3項及び第16 2条第3項	保安基準表第2条第1項	保安基準表第1項において準用 される省令第2条第1項
細目告示第84条 第4項及び第16 2条第4項	保安基準第2条第2項	保安基準表第1項において準用 される省令第2条第2項
細目告示第85条 及び第163条	保安基準第3条	保安基準表第2項において準用 される省令第3条
細目告示第86条 及び第164条	保安基準第5条	保安基準表第5項において準用 される省令第5条
細目告示第87条 及び第165条	保安基準第7条	保安基準表第7項において準用 される省令第7条
細目告示第88条 第1項及び第16 6条第1項	保安基準第8条第1項	保安基準表第8項において準用 される省令第8条第1項
細目告示第88条 第2項及び第16 6条第2項	保安基準第8条第5項	保安基準表第8項において準用 される省令第8条第5項
細目告示第89条 第1項及び第16 7条第1項	保安基準第9条第1項	保安基準表第9項において準用 される省令第9条第1項
細目告示第89条 第4項及び第16 7条第4項	保安基準第9条第2項	保安基準表第9項において準用 される省令第9条第2項
細目告示第90条 第1項、第2項及 び第3項並びに第 168条第1項、 第2項及び第3項	保安基準第10条	保安基準表第10項第1号にお いて準用される省令第10条
細目告示第91条 第1項及び第16 9条第1項	保安基準第11条第1項	保安基準表第10項第2号にお いて準用される省令第11条第 1項

細目告示第 9 1 条 第 4 項及び第 1 6 9 条第 2 項	保安基準第 1 1 条第 2 項	保安基準表第 1 0 項第 2 号にお いて準用される省令第 1 1 条第 2 項
細目告示第 9 3 条 第 1 項及び第 1 7 1 条第 1 項	保安基準第 1 2 条第 1 項	保安基準表第 1 1 項において準 用される省令第 1 2 条第 1 項
細目告示第 9 3 条 の 2 第 1 項及び第 1 7 1 条の 2 第 1 項	保安基準第 1 2 条第 2 項	保安基準表第 1 1 項において準 用される省令第 1 2 条第 2 項
細目告示第 9 4 条 第 1 項及び第 1 7 2 条第 1 項	保安基準第 1 3 条	保安基準表第 1 1 項の 2 におい て準用される省令第 1 3 条
細目告示第 9 4 条 第 4 項及び第 1 7 2 条第 4 項	保安基準第 1 2 条第 2 項	保安基準表第 1 1 項において準 用される省令第 1 2 条第 2 項
細目告示第 9 5 条 第 1 項及び第 1 7 3 条第 1 項	保安基準第 1 4 条第 1 項	保安基準表第 1 2 項において準 用される省令第 1 4 条第 1 項
細目告示第 9 5 条 第 3 項及び第 1 7 3 条第 3 項	保安基準第 1 4 条	保安基準表第 1 2 項において準 用される省令第 1 4 条
細目告示第 9 6 条 第 1 項及び第 1 7 4 条第 1 項	保安基準第 1 5 条第 1 項	保安基準表第 1 3 項において準 用される省令第 1 5 条第 1 項
細目告示第 9 6 条 第 3 項及び第 1 7 4 条第 3 項	保安基準第 1 5 条第 2 項	保安基準表第 1 3 項において準 用される省令第 1 5 条第 2 項
細目告示第 9 6 条 第 3 項	保安基準第 1 8 条第 2 項	保安基準表第 1 5 項において準 用される省令第 1 8 条第 2 項
	協定規則第 1 3 7 号の規則 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。	衝突、追突等による衝撃を受け た場合において、燃料が著しく 漏れるおそれの少ない構造であ ることとする。

	保安基準第 18 条第 3 項	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 3 項
	保安基準第 18 条第 4 項	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 4 項
	保安基準第 18 条第 5 項	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 5 項
細目告示第 99 条第 1 項及び第 17 条第 1 項	保安基準第 17 条の 2 第 1 項	保安基準表第 14 項において準用される省令第 17 条の 2 第 1 項
細目告示第 99 条第 2 項及び第 17 条第 2 項	保安基準第 17 条の 2 第 2 項	保安基準表第 14 項において準用される省令第 17 条の 2 第 2 項
細目告示第 99 条第 3 項及び第 17 条第 3 項	保安基準第 17 条の 2 第 3 項	保安基準表第 14 項において準用される省令第 17 条の 2 第 3 項
細目告示第 99 条第 5 項及び第 17 条第 5 項	保安基準第 17 条の 2 第 4 項	保安基準表第 14 項において準用される省令第 17 条の 2 第 4 項
細目告示第 100 条第 1 項及び第 178 条第 1 項	保安基準第 18 条第 1 項第 1 号	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 1 項第 1 号
細目告示第 100 条第 2 項及び第 178 条第 2 項	保安基準第 18 条第 1 項第 2 号	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 1 項第 2 号
	保安基準第 18 条の 2 第 1 項	保安基準表第 15 項の 2 第 1 号において準用される省令第 18 条の 2 第 1 項
細目告示第 100 条第 6 項及び第 178 条第 6 項	保安基準第 18 条第 1 項第 3 号	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 1 項第 3 号
細目告示第 100 条第 8 項及び第 178 条第 8 項	保安基準第 18 条第 2 項	保安基準表第 15 項において準用される省令第 18 条第 2 項

細目告示第100条第10項及び第178条第9項	保安基準第18条第3項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第3項
細目告示第100条第10項	協定規則第94号の協定規則第94号の規則5.(5.2.6.から5.2.8.まで除く。)及び6.に定める基準とし、	車枠及び車体が、当該自動車の前面のうち操縦手席側の一部が衝突等による変形を生じた場合において、操縦手席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、
細目告示第100条第12項及び第178条第10項	保安基準第18条第4項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第4項
細目告示第100条第12項	協定規則第95号の規則5.(5.3.6.から5.3.7.までを除く。)に定める基準とし、	車枠及び車体が、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとし、
細目告示第100条第14項及び第178条第11項	保安基準第18条第5項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第5項
細目告示第100条第15項及び第178条第12項	保安基準第18条第4項第1号	保安基準表第15項において準用される省令第18条第4項第1号
細目告示第100条第17項及び第178条第13項	保安基準第18条第6項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第6項
細目告示第100条第19項及び第178条第14項	保安基準第18条第7項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第7項

細目告示第101条第1項及び第3項並びに第179条第1項及び第3項	保安基準第18条の2第1項	保安基準表第15項の2第1号において準用される省令第18条の2第1項
細目告示第101条第4項及び第179条第4項	保安基準第18条の2第2項	保安基準表第15項の2第1号において準用される省令第18条の2第2項
細目告示第102条第1項及び第2項並びに第180条第1項及び第2項	保安基準第18条の2第3項	保安基準表第15項の2第2号において準用される省令第18条の2第3項
細目告示第102条第3項及び第180条第3項	保安基準第18条の2第4項	保安基準表第15項の2第2号において準用される省令第18条の2第4項
細目告示第102条の2第1項、第3項及び第4項並びに第180条の2第1項、第3項及び第4項	保安基準第18条の2第5項	保安基準表第15項の2第3号において準用される省令第18条の2第5項
細目告示第102条の2第5項及び第180条の2第5項	保安基準第18条の2第6項	保安基準表第15項の2第3号において準用される省令第18条の2第6項
細目告示第103条第1項及び第181条第1項	保安基準第19条	保安基準表第16項において準用される省令第19条
細目告示第104条第1項及び第182条第1項	保安基準第20条第1項	保安基準表第17項において準用される省令第20条第1項
細目告示第104条第2項及び第182条第2項	保安基準第20条第4項	保安基準表第17項において準用される省令第20条第4項

細目告示第104条第4項及び第182条第4項	保安基準第20条第5項	保安基準表第17項において準用される省令第20条第5項
細目告示第104条第6項及び第182条第6項	保安基準第20条第6項	保安基準表第17項において準用される省令第20条第6項
細目告示第105条第1項及び第183条第1項	保安基準第21条	保安基準表第18項において準用される省令第21条
	保安基準第29条第4項各号	保安基準表第24項において準用される省令第29条第4項第6号及び第7号
細目告示第106条第1項及び第184条第1項	保安基準第22条第1項	保安基準表第19項において準用される省令第22条第1項
	保安基準第10条各号	保安基準表第10項第1号において準用される省令第10条各号
細目告示第106条第2項並びに第184条第2項	保安基準第22条第2項	保安基準表第19項において準用される省令第22条第2項
細目告示第106条第6項及び第184条第6項	保安基準第22条第3項及び第4項	保安基準表第19項において準用される省令第22条第3項及び第4項
細目告示第108条第1項、第2項及び第3項並びに第186条第1項、第2項及び第3項	保安基準第22条の3第1項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第1項
細目告示第108条第4項及び第186条第4項	保安基準第22条の3第2項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第2項
細目告示第108条第6項及び第186条第6項	保安基準第22条の3第3項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第3項

細目告示第108条第8項及び第10項並びに第186条第8項及び第10項	保安基準第22条の3第4項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第4項
細目告示第108条第12項及び第186条第12項	保安基準第22条の3第5項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第5項
細目告示第109条及び第187条	保安基準第22条の4	保安基準表第21項において準用される省令第22条の4
細目告示第115条第1項及び第193条第1項	保安基準第27条第1項	保安基準表第22項において準用される省令第27条第1項
細目告示第115条第2項及び第193条第2項	保安基準第27条第2項	保安基準表第22項において準用される省令第27条第2項
細目告示第116条及び第194条	保安基準第28条	保安基準表第23項において準用される省令第28条
細目告示第117条第1項及び第2項並びに第195条第1項	保安基準第29条第1項	保安基準表第24項において準用される省令第29条第1項
細目告示第117条第1項及び第195条第2項	保安基準第29条第2項	保安基準表第24項において準用される省令第29条第2項
細目告示第117条第1項及び第3項並びに第195条第3項及び第4項	保安基準第29条第3項	保安基準表第24項において準用される省令第29条第3項
細目告示第117条第4項及び第195条第5項	保安基準第29条第4項第6号	保安基準表第24項において準用される省令第29条第4項第6号
細目告示第117条第5項	保安基準第44条第1項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第1項

細目告示第 1 1 8 条第 1 項及び第 1 9 6 条第 1 項	保安基準第 3 0 条第 1 項	保安基準表第 2 5 項において準用される省令第 3 0 条第 1 項
細目告示第 1 1 8 条第 2 項及び第 1 9 6 条第 2 項	保安基準第 3 0 条第 2 項	保安基準表第 2 5 項において準用される省令第 3 0 条第 2 項
細目告示第 1 1 9 条第 1 項及び第 1 9 7 条第 1 項	保安基準第 3 1 条第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される省令第 3 1 条第 2 項
細目告示第 1 1 9 条第 1 項	新規検査等	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 4 4 年防衛庁訓令第 2 7 号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
細目告示第 1 1 9 条第 2 項及び第 1 9 7 条第 2 項	保安基準第 3 1 条第 3 項	保安基準表第 2 6 項において準用される省令第 3 1 条第 3 項
細目告示第 1 1 9 条第 3 項及び第 1 9 7 条第 3 項	保安基準第 3 1 条第 4 項	保安基準表第 2 6 項において準用される省令第 3 1 条第 4 項
細目告示第 1 1 9 条第 4 項及び第 1 9 7 条第 4 項	保安基準第 3 1 条第 5 項	保安基準表第 2 6 項において準用される省令第 3 1 条第 5 項
細目告示第 1 1 9 条第 5 項及び第 1 9 7 条第 5 項	保安基準第 3 1 条第 6 項	保安基準表第 2 6 項において準用される省令第 3 1 条第 6 項
細目告示第 1 1 9 条第 6 項及び第 1 9 7 条第 6 項	保安基準第 3 1 条第 7 項	保安基準表第 2 6 項において準用される省令第 3 1 条第 7 項
細目告示第 1 1 9 条第 6 項及び第 1 9 7 条第 6 項	法第 1 1 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 7 3 条第 1 項（法第 9 7 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標	自動車番号標又は臨時運行番号標

細目告示第120条第1項及び第198条第1項	保安基準第32条第1項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第1項
細目告示第120条第2項及び第198条第2項	保安基準第32条第2項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第2項
細目告示第120条第3項及び第198条第3項	保安基準第32条第3項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第3項
細目告示第120条第5項及び第198条第5項	保安基準第32条第4項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第4項
細目告示第120条第6項及び第198条第6項	保安基準第32条第5項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第5項
細目告示第120条第7項及び第198条第7項	保安基準第32条第6項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第6項
細目告示第120条第9項及び第198条第9項	保安基準第32条第8項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第8項
細目告示第120条第11項及び第198条第11項	保安基準第32条第9項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第9項
細目告示第120条第13項及び第198条第13項	保安基準第32条第10項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第10項
細目告示第120条第15項及び第198条第15項	保安基準第32条第11項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第11項
細目告示第120条第16項及び第198条第16項	保安基準第32条第12項	保安基準表第27項において準用される省令第32条第12項

細目告示第120 条第18項及び第 198条第18項	保安基準第32条第13項	保安基準表第27項において準 用される省令第32条第13項
細目告示第121 条第1項及び第1 99条第1項	保安基準第33条第2項	保安基準表第28項において準 用される省令第33条第2項
細目告示第121 条第3項及び第1 99条第3項	保安基準第33条第3項	保安基準表第28項において準 用される省令第33条第3項
細目告示第121 条第5項及び第1 99条第5項	保安基準第33条第4項	保安基準表第28項において準 用される省令第33条第4項
細目告示第122 条第1項及び第2 00条第1項	保安基準第33条の2第2項	保安基準表第28項の2におい て準用される省令第33条の2 第2項
細目告示第122 条第3項及び第2 00条第3項	保安基準第33条の2第3項	保安基準表第28項の2におい て準用される省令第33条の2 第3項
細目告示第122 条の2第1項及び 第2項並びに第2 00条の2第1項 及び第2項	保安基準第33条の3第2項	保安基準表第28項の3におい て準用される省令第33条の3 第2項
細目告示第122 条の2第4項及び 第200条の2第 4項	保安基準第33条の3第3項	保安基準表第28項の3におい て準用される省令第33条の3 第3項
細目告示第123 条第1項及び第2 01条第1項	保安基準第34条第2項	保安基準表第29項第1号にお いて準用される省令第34条第 2項
細目告示第123 条第3項及び第2 01条第3項	保安基準第34条第3項	保安基準表第29項第1号にお いて準用される省令第34条第 3項
細目告示第124 条第1項及び第2	保安基準第34条の2第2項	保安基準表第29項第2号にお いて準用される省令第34条の

02条第1項		2第2項
細目告示第124条第3項及び第202条第3項	保安基準第34条の2第3項	保安基準表第29項第2号において準用される省令第34条の2第3項
細目告示第125条第1項及び第203条第1項	保安基準第35条第2項	保安基準表第29項第3号において準用される省令第35条第2項
細目告示第125条第3項及び第203条第3項	保安基準第35条第3項	保安基準表第29項第3号において準用される省令第35条第3項
細目告示第126条第1項及び第204条第1項	保安基準第35条の2第2項	保安基準表第29項第4号において準用される省令第35条の2第2項
細目告示第126条第3項及び第204条第3項	保安基準第35条の2第3項	保安基準表第29項第4号において準用される省令第35条の2第3項
	保安基準第41条第3項	保安基準表第36項において準用される省令第41条第3項
細目告示第126条第5項及び第204条第5項	保安基準第35条の2第4項	保安基準表第29項第4号において準用される省令第35条の2第4項
細目告示第126条第7項及び第204条第7項	保安基準第35条の2第5項	保安基準表第29項第4号において準用される省令第35条の2第5項
細目告示第127条第1項及び第205条第1項	保安基準第36条第2項	保安基準表第30項において準用される省令第36条第2項
細目告示第127条第3項及び第205条第3項	保安基準第36条第3項	保安基準表第30項において準用される省令第36条第3項
細目告示第128条第1項及び第206条第1項	保安基準第37条第2項	保安基準表第31項第1号において準用される省令第37条第2項

細目告示第128条第3項及び第206条第3項	保安基準第37条第3項	保安基準表第31項第1号において準用される省令第37条第3項
細目告示第129条第1項及び第207条第1項	保安基準第37条の2第2項	保安基準表第31項の2において準用される省令第37条の2第2項
細目告示第129条第3項及び第207条第3項	保安基準第37条の2第3項	保安基準表第31項の2において準用される省令第37条の2第3項
細目告示第130条第1項及び第208条第1項	保安基準第37条の3第2項	保安基準表第32項において準用される省令第37条の3第2項
細目告示第130条第3項及び第208条第3項	保安基準第37条の3第3項	保安基準表第32項において準用される省令第37条の3第3項
細目告示第131条第1項及び第209条第1項	保安基準第37条の4第2項	保安基準表第32項の2において準用される省令第37条の4第2項
細目告示第131条第3項及び第209条第3項	保安基準第37条の4第3項	保安基準表第32項の2において準用される省令第37条の4第3項
細目告示第132条第1項及び第210条第1項	保安基準第38条第2項	保安基準表第33項において準用される省令第38条第2項
細目告示第132条第3項及び第210条第3項	保安基準第38条第3項	保安基準表第33項において準用される省令第38条第3項
細目告示第133条第1項及び第211条第1項	保安基準第38条の2第2項	保安基準表第33項の2において準用される省令第38条の2第2項
細目告示第133条第3項及び第211条第3項	保安基準第38条の2第3項	保安基準表第33項の2において準用される省令第38条の2第3項

細目告示第133条の2第1項及び第211条の2第1項	保安基準第38条の3第2項	保安基準表第33項の3において準用される省令第38条の3第2項
細目告示第133条の2第3項及び第211条の2第3項	保安基準第38条の3第3項	保安基準表第33項の3において準用される省令第38条の3第3項
細目告示第134条第1項及び第212条第1項	保安基準第39条第2項	保安基準表第34項において準用される省令第39条第2項
細目告示第134条第3項及び第212条第3項	保安基準第39条第3項	保安基準表第34項において準用される省令第39条第3項
細目告示第135条第1項及び第213条第1項	保安基準第39条の2第2項	保安基準表第34項の2において準用される省令第39条の2第2項
細目告示第135条第3項及び第213条第3項	保安基準第39条の2第3項	保安基準表第34項の2において準用される省令第39条の2第3項
細目告示第136条第1項及び第214条第1項	保安基準第40条第2項	保安基準表第35項において準用される省令第40条第2項
細目告示第136条第3項及び第214条第3項	保安基準第40条第3項	保安基準表第35項において準用される省令第40条第3項
細目告示第137条第1項及び第215条第1項	保安基準第41条第2項	保安基準表第36項において準用される省令第41条第2項
細目告示第137条第3項及び第215条第3項	保安基準第41条第3項	保安基準表第36項において準用される省令第41条第3項
細目告示第138条第1項及び第216条第1項	保安基準第41条の2第2項	保安基準表第36項の2において準用される省令第41条の2第2項

細目告示第138条第3項及び第216条第3項	保安基準第41条の2第3項	保安基準表第36項の2において準用される省令第41条の2第3項
細目告示第139条第1項及び第217条第1項	保安基準第41条の3第2項	保安基準表第37項において準用される省令第41条の3第2項
細目告示第139条第3項及び第217条第3項	保安基準第41条の3第3項	保安基準表第37項において準用される省令第41条の3第3項
細目告示第139条の2第1項及び第217条の2第1項	保安基準第41条の4第3項	保安基準表第38項において準用される省令第41条の4第3項
細目告示第139条の2第3項及び第217条の2第3項	保安基準第41条の4第4項	保安基準表第38項において準用される省令第41条の4第4項
細目告示第139条の3第1項及び第217条の3第1項	保安基準第41条の5第3項	保安基準表第38項の2において準用される省令第41条の5第3項
細目告示第139条の3第3項及び第217条の3第3項	保安基準第41条の5第4項	保安基準表第38項の2において準用される省令第41条の5第4項
細目告示第140条第1項及び第218条第1項	保安基準第42条	保安基準表第39項において準用される省令第42条
細目告示第140条第2項及び第218条第2項	火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火	火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、その他の走行中に使用しない灯火及び管制灯火
細目告示第140条第3項及び第218条第3項	室内照明灯	室内照明灯、その他の走行中に使用しない灯火及び管制灯火

細目告示第140条第7項及び第9項並びに第218条第7項及び第9項	保安基準第32条から第41条の5	保安基準表第27項から第38項の2までにおいて準用される省令第32条から第41条の5
細目告示第140条第12項及び第218条第12項	旅客自動車運送事業用自動車の非常灯	管制灯火
細目告示第141条第1項及び第219条第1項	保安基準第43条第2項	保安基準表第40項において準用される省令第43条第2項
細目告示第141条第2項及び第219条第2項	保安基準第43条第3項	保安基準表第40項において準用される省令第43条第3項
細目告示第142条第1項及び第220条第1項	保安基準第43条の2第1項	保安基準表第41項において準用される省令第43条の2第1項
細目告示第143条及び第221条	保安基準第43条の3	保安基準表第31項第2号において準用される省令第43条の3
細目告示第144条第1項及び第222条第1項	保安基準第43条の4第1項	保安基準表第31項第3号において準用される省令第43条の4第1項
細目告示第145条の2第1項及び第223条の2第1項	保安基準第43条の6	保安基準表第42項において準用される省令第43条の6
細目告示第145条の5第1項及び第3項並びに第223条の5第1項及び第3項	保安基準第43条の9	保安基準表第42項の2において準用される省令第43条の9
細目告示第145条の6及び第223条の6	保安基準第43条の10	保安基準表第42項の3において準用される省令第43条の10

細目告示第146条第1項及び第224条第1項	保安基準第44条第1項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第1項
細目告示第146条第2項及び第224条第2項	保安基準第44条第2項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第2項
細目告示第146条第3項及び第224条第3項	保安基準第44条第3項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第3項
細目告示第146条第5項及び第224条第5項	保安基準第44条第4項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第4項
細目告示第146条第8項及び第224条第8項	保安基準第44条第5項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第5項
細目告示第146条第9項及び第224条第9項	保安基準第44条第6項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第6項
細目告示第146条第10項及び第224条第10項	保安基準第44条第7項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第7項
細目告示第146条の2第1項、第3項及び第4項並びに第224条の2第1項、第3項及び第4項	保安基準第44条の2	保安基準表第43項の2において準用される省令第44条の2
細目告示第147条第1項及び第225条第1項	保安基準第45条第1項	保安基準表第44項において準用される省令第45条第1項
細目告示第147条第3項及び第225条第3項	保安基準第45条第2項	保安基準表第44項において準用される省令第45条第2項
細目告示第148条第1項及び第2	保安基準第46条第1項	保安基準表第45項において準用される省令第46条第1項

26条第1項	保安基準第56条第1項	自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（防経艦第6002号。27.4.24。）別紙第4項第2号
細目告示第148条第3項及び第226条第3項	保安基準第46条第2項	保安基準表第45項において準用される省令第46条第2項
細目告示第149条第1項及び第2項並びに第227条第1項及び第2項	保安基準第47条第1項	保安基準表第48項において準用される省令第47条第1項
細目告示第149条第2項及び第227条第2項	保安基準第47条第2項	保安基準表第48項において準用される省令第47条第2項
	消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの	消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの。ただし、車両総重量が7t未満の自動車（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により輸送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性物質に係る核燃料輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則

		(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車を除く。)に備えるものにあつては、充てん量が1.0kg以上であればよい。
目告示第150条 第1項及び第22 8条第1項	保安基準第47条の2	保安基準表第49項において準用される省令第47条の2
細目告示第151 条第1項及び第2 29条第1項	保安基準第48条の2第2項	保安基準表第46項において準用される省令第48条の2第2項
細目告示第152 条第1項及び第2 30条第1項	保安基準第48条の3第2項	保安基準表第47項において準用される省令第48条の3第2項
細目告示第152 条第2項及び第2 30条第2項	保安基準第48条の3第3項	保安基準表第47項において準用される省令第48条の3第3項
細目告示第153 条及び第231条	保安基準第49条第1項及び第2項	保安基準表第50項において準用される省令第49条第1項及び第2項
細目告示第153 条及び第231条 細目告示第154 条及び第232条	緊急の出動の用に供するものの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、救急自動車のうち重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該	警務関係の部隊及び保安関係の部隊の用に供する自動車にあつては淡青色とし、その他の緊急自動車にあつてはOD色、青色又は白色とする。ただし、特に必要がある場合は各幕僚長等の許可を得て淡青色、OD色、青色又は白色以外の塗色とすることができる。

	傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。	
	保安基準第49条の2	保安基準表第51項において準用される省令第49条の2
細目告示第157条第1項及び第235条第1項	保安基準第51条	保安基準表第52項において準用される省令第51条
細目告示第158条第1項及び第236条第1項	保安基準第52条	保安基準表第53項において準用される省令第52条
細目告示第159条第1項及び第2項並びに第237条第1項及び第2項	保安基準第53条第1項	保安基準表第54項において準用される省令第53条第1項
細目告示第159条第2項及び第237条第2項	保安基準表第4条の表中の告示で定めるもの（国土交通大臣が定める自動車を除く。）又は保安基準第55条	自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（防経艦第6002号。27.4.24）別紙第4項
細目告示第169条第2項、第174条第3項、第178条第8項、第9項、第10項、第11項	新規検査、予備検査又は構造等変更検査	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
細目告示第195条第6項	保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項	保安基準表第43項において準用される省令第44条第1項の後写鏡及び同条第5項

細目告示第 197 条第 4 項	完成検査等又は新規検査等	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
細目告示第 217 条の 2 第 1 項	保安基準第 41 条の 4 第 3 項	保安基準表第 38 項において準用される省令第 41 条の 4 第 3 項
細目告示第 217 条の 2 第 3 項	保安基準第 41 条の 4 第 4 項	保安基準表第 38 項において準用される省令第 41 条の 4 第 4 項
基準告示第 2 条第 1 項	次の各号に掲げる検査であつて初めて受けるもの	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査であつて付表第 1 の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に应じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に初めて受けるもの。
基準告示第 2 条第 2 項及び第 4 条第 2 項	新規検査等	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
基準告示第 4 条第 1 項	次の各号に掲げる検査であつて	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査であつて、付表第 2 の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄

		に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に
基準告示第4条第2項	平成14年9月30日以前	平成16年9月30日以前
基準告示第4条第3項	平成14年10月1日以降	平成16年10月1日以降
	新規検査若しくは予備検査（型式指定自動車にあつては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては規則第63条の検査を含む。）、継続検査又は構造等変更検査	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
基準告示附則第2条第1項	特例自動車	平均使用年数が10年を超える自動車であつて、基準告示別表第2に掲げる消防警察自動車及び特定消防警察自動車並びに軽油を燃料とする総輪を駆動する構造を有する自動車
基準告示附則第2条第2項	この告示の施行の日	平成15年12月24日

4 保安基準の緩和

(1) 通達別紙第4項第1号に規定する防衛装備庁長官が定める緩和することができる保安基準表の規定については、次のとおりとする。

ア 大型特殊自動車、小型特殊自動車及びこれらによりけん引される被けん引車以外の自動車について、緩和することのできる保安基準表の規定を次に掲げるとおりとする。

第1項
第3項

第4項
第5項（細目告示第86条第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第164条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定される部分に限る。）
第6項
第7項（細目告示第87条（第1号を除く。）及び第165条（第1号を除く。）に規定される部分に限る。）
第8項（省令第8条第3項及び第4項に規定される部分に限る。）
第9項（細目告示第89条第4項第2号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）及び第167条第4項第2号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第10項第2号（省令第11条第2項に規定される部分に限る。）
第11項（細目告示第93条第2項、第3項、第5項第5号、第9号、第11号及び第6項並びに第8項並びに第93条の2並びに第171条第2項第3号から第5号まで、第8号及び第10号、第3項第1号（同条第2項第3号から第5号まで及び第8号の基準に係る部分に限る。）、第3号及び第6号、第5項第4号、第8号及び第10号並びに第8項並びに第171条の2に規定される部分に限る。）
第11項の2（細目告示第94条第2項及び第5項並びに第172条第5項及び第7項に規定される部分に限る。）
第12項
第14項（省令第17条の2第3項及び第4項に規定される部分に限る。）
第15項（省令第18条第1項第2号及び第2項から第4項までに規定される部分に限る。）
第15項の2
第17項（省令第20条第4項、第5項及び第6項に規定される部分に限る。）
第19項（省令第22条第3項及び第4項並びに細目告示第106条第1項第4号及び第184条第1項第4号に規定される部分に限る。）
第20項
第21項
第24項（省令第29条第2項及び第4項に規定する部分並びに細目告示第117条第1項及び第195条第3項第2号に規定される部分に限る。）
第25項（協定規則第51号に規定される部分に限る。）
第26項（細目告示第119条第6項第1号及び第2号並びに第197条第6項

第1号及び第2号に規定される部分に限る。)
第27項（前照灯の自動点灯のみ）
第28項（細目告示第121条第3項第2号及び第5号並びに第199条第3項第2号及び第5号に規定される部分に限る。)
第29項第1号（細目告示第123条第1項第3号及び第201条第1項第3号に規定される部分に限る。）、第2号（細目告示第124条第1項第3号及び第202条第1項第3号に規定される部分に限る。）、第3号（細目告示第125条第3項第1号及び第3号並びに第203条第3項第1号及び第3号に規定される部分に限る。）及び第4号（細目告示第126条第1項第3号及び第4号、第7項第1号及び第2号並びに第204条第1項第3号及び第4号、第7項第1号及び第2号に規定される部分に限る。)
第31項第1号（省令第37条第1項に規定される部分、細目告示第128条第1項第3号及び第3項第4号並びに第206条第1項第3号及び第3項第4号に規定される部分に限る。)
第31項の2（細目告示第129条第3項第7号及び第207条第3項第7号に規定される部分に限る。)
第32項
第32項の2（細目告示第131条第1項第3号及び第209条第1項第3号に規定される部分に限る。)
第33項（細目告示第132条第3項第3号から第5号まで及び第210条第3項第3号から第5号までに規定される部分に限る。)
第33項の2
第33項の3（細目告示第133条の2第3項及び第211条の2第3項に規定される部分に限る。)
第34項（細目告示第134条第1項第4号及び第212条第1項第4号に規定される部分に限る。)
第34項の2（細目告示第135条第1項第2号及び第213条第1項第2号に規定される部分に限る。)
第35項（省令第40条第1項に規定される部分並びに細目告示第136条第3項第5号及び第214条第3項第5号に規定される部分に限る。)
第36項
第37項（省令第41条の3第1項に規定される部分並びに細目告示第139条第1項及び第3項第1号並びに第217条第1項及び第3項第1号に規定される部分に限る。)

第38項（細目告示第139条の2第1項（第134条第1項第4号、第135条第1項第2号及び第137条第1項の基準に係る部分に限る。）及び同条第3項第2号（方向指示器に係る部分に限る。）並びに第217条の2第1項（第212条第1項第4号、第213条第1項第2号及び第215条第1項の基準に係る部分に限る。）及び同条第3項（方向指示器に係る部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第38項の2
第39項（細目告示第140条第2項、第3項、第5項から第8項まで及び第12項並びに第218条第2項、第3項、第5項から第8項まで及び第12項に規定される部分に限る。）
第41項
第42項
第42項の2
第42項の3（細目告示第145条の6第2項第3号及び第226条の6第2項第3号に規定される部分に限る。）
第43項
第43項の2
第44項（省令第45条第2項に規定される部分に限る。）
第46項
第47項
第49項（細目告示第150条第1項第8号に規定される部分に限る。）
第50項（省令第49条第2項に規定される部分に限る。）
第53項（細目告示第158条第4項第2号及び第236条第4項第2号に規定される部分に限る。）

イ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車について、緩和することのできる保安基準表の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

第10項（細目告示第90条第1項第1号（配置寸法に係る部分に限る。）及び第2号並びに第168条第1項第1号（配置寸法に係る部分に限る。）及び第2号に規定される部分に限る。）
第11項（細目告示第93条第6項及び第171条第6項に規定される部分に限る。）
第11項の2（細目告示第94条第3項及び第4項並びに第172条第2項から第4項まで及び第6項に規定される部分に限る。）

第15項（省令第18条第1項第3号に規定される部分に限る。）
第25項
第26項（省令第31条第4項及び第7項に規定される部分並びに細目告示第119条第1項第8号、第11号及び第197条第1項第2号に規定される部分に限る。）
第27項（細目告示第120条第2項第1号、第3項第3号及び第6号、第6項第1号、第7項第2号並びに第198条第2項第1号、第3項第3号及び第6号、第6項第1号並びに第7項第2号に規定される部分に限る。）
第29項
第30項
第31項第1号（細目告示第128条第1項第1号及び第2号並びに第206条第1項第1号及び第2号に規定される部分に限る。）
第33項（省令第38条第1項並びに細目告示第132条第1項第1号から第4号まで、第3項第1号及び第6号、第210条第1項第1号から第4号まで、第3項第1号及び第6号に規定される部分に限る。）
第34項（細目告示第134条第1項第1号及び第3号、第3項第4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）並びに第212条第1項第1号及び第3号、第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第38項（細目告示第139条の2第1項（第134条第1項第1号及び第3号の基準に係る部分に限る。）及び第3項第2号（第134条第3項第4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）並びに第217条の2第1項（第212条第1項第1号及び第3号の基準に係る部分に限る。）及び第3項（第212条第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第40項
第44項（省令第45条第1項に規定される部分に限る。）
第48項

ウ 飛行場において緊急避難用に使用される消防自動車について緩和することのできる保安基準表の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

第25項（省令第30条第1項に規定される部分に限る。）

エ 82式指揮通信車、87式偵察警戒車、化学防護車（装輪）、96式装輪装甲車、軽装甲機動車、96式装輪装甲車（Ⅱ型）、NBC偵察車、輸

送防護車、16式機動戦闘車、装輪装甲車（人員輸送型）AMV及びその他軽油を燃料とする普通自動車であって装甲を有する試作車について緩和することのできる保安基準表の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、令和10年以降に調達する自動車は、次に掲げる保安基準表（第42項の3に限る。）の規定を緩和することはできない。

第15項（省令第18条第6項に規定される部分に限る。）
第25項
第26項（省令第31条第2項、第3項及び第4項に規定される部分に限る。）
第26項の2
第27項（細目告示第120条第7項第2号及び第198条第7項第2号に規定される部分に限る。）
第42項の3

オ 偵察用又は警務用の二輪自動車について緩和することのできる保安基準表の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

第11項（協定規則第78号に規定される部分に限る。）
第26項（省令第31条第5項並びに細目告示第119条第4項及び第197条第4項に規定される部分に限る。）
第27項（細目告示第120条第7項第12号及び第198条第7項第12号に規定される部分に限る。）

カ 1／2トントラックについて緩和することのできる保安基準表の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

第11項（細目告示第93条第9項及び第171条第9項に規定される部分に限る。）
第15項（省令第18条第6項に細目告示第100条第14項に規定される部分に限る。）
第26項（細目告示第119条第1項第4号の表のイ及びロ、第2項第4号並びに第197条第2項第4号に規定される部分に限る。）
第26項の2

キ 軽油を燃料とする普通自動車であって総輪を駆動する構造を有するものについて緩和できる保安基準の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、令和15年以降に調達する自動車は、次に掲げる保安基準表（第26項に限る。）の規定を緩和することはできない。

第10項第2号（細目告示第91条第2項に規定される協定規則79号の故障の

あるステアリング装置を備えた自動車における操作力に係る部分に限る。)
第15項（細目告示第100条第6項（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離を最遠軸距の3分の2とする自動車の範囲の部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第25項（車両総重量が22トンを超えるものに限る。）
第26項（細目告示第119条第1項第3号、第11号及び第2項第4号並びに第197条第1項第2号及び第2項第4号に関わる部分に限る。）
第26項の2（車両総重量が22トンを超えるものに限る。）
第27項（細目告示第120条第7項第4号及び第198条第7項第4号に規定される部分に限る。）
第28項（細目告示第121条第3項第4号及び第199条第3項第4号に規定される部分に限る。）
第35項（細目告示第136条第3項第3号及び第214条第3項第3号に規定される部分に限る。）

ク 94式水際地雷敷設車及び同改善車両について緩和することのできる保安基準表の規定は、アに掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

第11項（細目告示93条第9項及び第171条第9項に規定される部分に限る。）
第18項（細目告示第105条第1項に規定される部分に限る。）
第25項
第27項（細目告示第120条第7項第2号及び第198条第7項第2号に規定される部分に限る。）
第28項（細目告示第121条第3項第4号及び第199条第3項第4号）
第34項の2

(2) 通達別紙第4項第2号に規定する防衛装備庁長官が定める適用しないことのできる保安基準表の規定は、次に掲げるもののほか、次のアからエまで掲げるとおりとする。

第8項（省令第8条第3項及び第4項に規定される部分に限る。）
第11項（細目告示第93条第2項並びに第5項第5号、第9号、第10号（警報装置に係る部分に限る。）及び第11号（警報装置に係る部分に限る。）並びに第171条第2項第3号から第5号まで、第8号、第9号（警報装置に係る部分に限る。）及び第10号並びに第5項第4号、第8号、第9号（警報装置に係る部分に限る。）及び第10号（警報装置に係る部分に限る。）に規定される部分に限る。）

第11項の2（細目告示第94条第2項（第93条第2項及び第5項第10号（警報装置に係る部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第5項並びに第172条第2項（第171条第2項第9号（警報装置に係る部分に限る。）及び第5項第9号（警報装置に係る部分に限る。）の基準に係る部分に限る。））、第5項及び第7項に規定される部分に限る。）
第13項
第15項（省令第18条第1項第2号及び第3号並びに第2項から第4項までに規定される部分に限る。）
第15項の2
第17項（省令第20条第4項及び第6項に規定される部分に限る。）
第19項（省令第22条第3項及び第4項並びに細目告示第106条第1項第4号及び第184条第1項第4号に規定される部分に限る。）
第20項
第21項
第24項（省令第29条第2項に規定される部分に限る。）
第25項
第26項（省令第31条第7項に規定される部分に限る。）
第29項第4号（細目告示第126条第1項第3号及び第4号、第3項第5号から第7号まで並びに第7項第2号及び第3号並びに第204条第1項第3号及び第4号、第3項第5号から第7号まで並びに第7項第2号及び第3号に規定される部分に限る。）
第31項第1号（細目告示第128条第1項第3号及び第3項第4号並びに第206条第1項第3号及び第3項第4号に規定される部分に限る。）
第31項の2（細目告示第129条第3項第7号及び第207条第3項第7号に規定される部分に限る。）
第32項（細目告示第130条第1項第3号及び第4号並びに第208条第1項第3号及び第4号に規定される部分に限る。）
第32項の2（細目告示第131条第1項第3号及び第209条第1項第3号に規定される部分に限る。）
第33項（細目告示第132条第3項第3号から第5号まで及び第210条第3項第3号から第5号までに規定される部分に限る。）
第33項の2
第34項（細目告示第134条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第3項第

4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）並びに第212条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第35項（省令第40条第1項に規定される部分並びに細目告示第136条第3項第5号及び第214条第3項第5号に規定される部分に限る。）
第36項（細目告示第137条第1項第3号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に係る部分に限る。）、ロ及びハ、第3項第2号から第4号まで並びに第4項第3号及び第7号から第9号まで並びに第215条第1項第3号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に係る部分に限る。）、ロ及びハ、第3項第2号から第4号まで並びに第4項第3号及び第7号から第9号までに規定される部分に限る。）
第37項（省令第41条の3第1項に規定される部分に限る。）
第38項（細目告示第139条の2第1項（第134条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第137条第1項第3号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に係る部分に限る。）、ロ及びハの基準に係る部分に限る。）及び第3項第2号（第134条第3項第4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）並びに第137条第3項第2号から第4号まで、第4項第3号及び第7号から第9号までの基準に係る部分に限る。）並びに第217条の2第1項（第212条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第215条第1項第3号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に係る部分に限る。）、ロ及びハの基準に係る部分に限る。）及び第3項（第212条第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）並びに第215条第3項第2号から第4号まで、第4項第3号及び第7号から第9号までの基準に係る部分に限る。）に規定される部分に限る。）
第43項（省令第44条第5項に規定される部分並びに細目告示第146条第1項第3号及び第224条第1項第3号に規定される部分に限る。）
第44項（細目告示第147条第3項第2号及び第225条第3項第2号に規定される部分に限る。）
第45項
第46項
第47項
ア 昼間のみ運行する自動車については、次に掲げる保安基準表の規定。
第23項（細目告示第116条第8号及び第194条第8号に規定される部分に限る。）

第 2 7 項
第 2 8 項
第 2 9 項
第 3 0 項
第 3 1 項
第 3 2 項
第 3 3 項
第 4 1 項
第 4 5 項（細目告示第 1 4 8 条第 1 項第 1 号のロ及び第 2 2 6 条第 1 項第 1 号のロに規定される部分に限る。）
第 4 9 項（細目告示第 1 5 0 条第 1 項第 8 号及び第 2 2 8 条第 1 項第 8 号に規定される部分に限る。）

イ 操縦手の手による方向の指示の合図が自動車の車両中心線上の前方及び後方 3 0 メートルの距離から認められるもので昼間のみ運行する自動車については、アに掲げる規定のほか、次に掲げる保安基準表の規定。

第 3 6 項（細目告示第 1 3 7 条第 3 項第 1 号及び第 2 1 5 条第 3 項第 1 号に規定される部分に限る。）

ウ 降雨時及び降雪時以外の時のみに運行する自動車については、次に掲げる保安基準表の規定。

第 4 4 項

エ 第 2 9 項第 3 号の基準に適合する前部反射器を備えるものについては、次に掲げる保安基準表の規定。

第 2 9 項第 1 号及び第 2 号

5 適用関係の整理

(1) 準用されない規定

通達別紙第 3 項の保安基準表に掲げられている道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成 1 5 年国土交通省告示第 1 3 1 8 号。以下「整理告示」という。)の規定のうち、防衛装備庁長官が定める除かれる規定は、次のとおりとする。整理告示第 4 条第 1 項の表中第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項及び第 3 項、第 9 条第 7 項から第 9 項まで、第 3 8 項、第 4 0 項、第 4 1 項及び第 4 3 項、第 1 4 条第 2 項、第 1 5 条第 7 項及び第 1 3 項、第 1 7 条第 6 項、第 1 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 項、第 1 9 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 7 号まで、第 2 0 条第 8

項及び第9項、第26条第1項第3号イからホまで、第27条第4項から第6項まで、第9項、第11項、第16項、第18項及び第23項、第28条第2項、第3項、第5項、第6項、第9項、第15項から第20項まで、第28項、第31項、第33項、第37項、第63項から第66項まで、第70項から第73項まで、第85項、第86項、第90項、第92項、第94項、第96項、第98項、第101項、第102項、第104項、第106項、第108項、第110項、第112項、第117項、第119項、第121項、第123項、第125項、第127項、第129項、第131項、第133項、第136項、第137項、第139項、第141項、第143項、第145項、第150項、第151項、第155項、第157項、第159項、第161項、第164項、第166項及び第169項、第29条第6項、第8項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項及び第19項、第30条第5項から第15項まで、第31条第3項から第8項まで及び第10項、第32条第4項から第11項まで、第33条第3項から第9項まで、第34条第4項及び第5項、第35条第6項から第13項まで、第36条第3項から第7項まで、第37条第5項から第13項まで、第38条第5項から第11項まで、第39条第5項から第11項まで、第40条第2項から第8項まで、第41条第4項から第6項まで、第41条の2第1項及び第4項から第6項まで、第41条の3第2項及び第3項並びに第5項から第9項まで、第42条第5項及び第7項から第14項まで、第43条第3項及び第5項から第11項まで、第44条第5項及び第9項から第14項まで、第45条第8項及び第10項から第19項まで、第46条第3項、第47条第5項及び第8項、第47条の2第1項、第48条第3項及び第4項

- (2) 通達別紙第5項に規定する防衛装備庁長官が定める技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる整理告示の規定中、同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
整理告示第1条の2第1項	細目告示第6条第1項第3号、第84条第1項第3号及び第162条第1項第3号	保安基準表第1項において準用される細目告示第84条第1項第3号及び第162条第1項第3号
	細目告示第6条第4項第1号、第84条第4項第1号及び第162条第4項第1号	保安基準表第1項において準用される細目告示第6条第4項第1号、第84条第4項第1号及び第162条第4項第1号
	第2条第2項	保安基準表第1項において準用される省令第2条第2項

整理告示第1条の2第2項	細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号改正前の細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号	保安基準表第1項において準用される細目告示第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号改正前の細目告示第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号
整理告示第2条	平成5年11月24日	平成6年3月31日
	保安基準第4条の2第2項	保安基準表第4項において準用される省令第4条の2第2項
整理告示第4条第1項	次の表の上欄に掲げる自動車については、	平成17年2月9日以前に製作された自動車については、保安基準表第8項において準用される省令第8条第4項の規定は適用しないほか、次の表の上欄に掲げる自動車については、
	保安基準第8条第2項	保安基準表第8項において準用される省令第8条第2項
	保安基準第8条第3項	保安基準表第8項において準用される省令第8条第3項
整理告示第5条第1項	保安基準第9条の規定並びに細目告示第11条、第89条及び第167条	保安基準表第9項において準用される省令第9条の規定並びに細目告示第89条及び第167条
整理告示第5条第3項	細目告示第11条第5項、第6項、第89条第5項及び第167条第5項	保安基準表第9項において準用される細目告示第89条第5項及び第167条第5項
整理告示第6条第1項	保安基準第10条並びに細目告示第12条、第90条及び第168条	保安基準表第10項第1号において準用される省令第10条並びに細目告示第90条及び第168条
整理告示第6条第3項	平成31年1月31日以前に製作された	平成31年1月31日以前（平成31年1月31日以前に契約した自動車であって、平成31年2月1日以降に新たに自動車番号を付与されたものにあつては令和6年1月31日以前。）に製作された

整理告示第6条 第4項	平成29年1月31日以前に 製作された	平成29年1月31日以前(平成 31年3月31日以前に契約した 自動車であって、平成29年2月 1日以降に新たに自動車番号を付 与されたものにあつては令和4年 1月31日以前。)に製作された
整理告示第6条 第3項及び第4 項	細目告示第12条第2項、第 90条第2項及び第4項並び に第168条第2項及び第4 項	保安基準表第10項第1号におい て準用される細目告示第90条第 2項及び第4項並びに第168条 第2項及び第4項
	改正前の細目告示第12条、 第90条及び第168条	改正前の細目告示第90条及び第 168条
整理告示第6条 第5項	細目告示第12条第3項、第 90条第3項及び第4項並び に第168条第3項及び第4 項	保安基準表第10項第1号におい て準用される細目告示第90条第 3項及び第4項並びに第168条 第3項及び第4項
	改正前の細目告示第12条第 1項、第90条第1項及び第 168条第1項	改正前の細目告示第90条第1項 及び第168条第1項
整理告示第7条 第1項	保安基準第11条の規定並び に同項の規定に基づく細目告 示第13条、第91条及び第 169条	保安基準表第10項第2号におい て準用される省令第11条の規定 並びに細目告示第91条及び第1 69条
整理告示第7条 第2項	保安基準第11条第2項の規 定並びに同項の規定に基づく 細目告示第13条第4項、第 91条第4項及び第169条 第2項	保安基準表第10項第2号におい て準用される省令第11条第2項 の規定並びに細目告示第91条第 4項及び第169条第2項
	改正前の細目告示第13条第 2項、第91条第2項及び第 169条第2項	改正前の細目告示第91条第2項 及び第169条第2項
整理告示第7条 第3項	保安基準第11条第2項並び に同項の規定に基づく細目告 示第13条第4項、第91条 第4項及び第169条第2項	保安基準表第10項第2号におい て準用される省令第11条第2項 の規定並びに細目告示第91条第 4項及び第169条第2項

整理告示第7条第5項及び第6項	細目告示第13条第4項及び第91条第4項	保安基準表第10項第2号において準用される細目告示第91条第4項
	改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項	改正前の細目告示第91条第2項
整理告示第7条第7項及び第8項	細目告示第13条第2項及び第91条第2項	保安基準表第10項第2号において準用される細目告示第91条第2項
	改正前の細目告示第13条第1項及び第91条第1項	改正前の細目告示第91条第1項
整理告示第9条第1項	平成15年12月31日	平成17年2月9日（軽油を燃料とする普通自動車であつて装甲を有する自動車にあつては、平成17年3月31日）
	保安基準第12条の規定並びに細目告示第15条、第93条及び第171条	保安基準表第11項において準用される省令第12条の規定並びに細目告示第93条及び第171条
整理告示第9条第6項	国土交通大臣が定める自動車	平成15年12月31日以前に適用除外指定を受けた型式の自動車
	保安基準第12条の規定並びに細目告示第15条、第93条及び第171条	保安基準表第11項において準用される省令第12条の規定並びに細目告示第93条及び第171条
理告示第9条第10項及び第11項	自動車を除く。)及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された三輪自動車であつて平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車(平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構	自動車を除く。)には、保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第4項及び第171条第4項

	造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。)には、細目告示第93条第4項及び第171条第4項	
整理告示第9条第11項	細目告示第93条第7項（使用過程にある自動車にあっては第171条第7項）	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第7項（使用過程にある自動車にあっては第171条第7項）
整理告示第9条第12項	自動車を除く。)及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車であって平成21年6月18日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車（平成19年6月28日以前に型式の指定を受けた自動車又は型式の認定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。)には、細目告示第93条第4項及び第171条第4項	自動車を除く。)には、保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第4項及び第171条第4項
整理告示第9条第13項及び第14項	国土交通大臣が定める自動車	平成21年11月9日以前に適用除外指定を受けた型式の自動車
整理告示第9条第13項、第2	細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項及

4項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項	第2項	び第171条第2項
改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項	改正前の細目告示第15条第2項、第93条第2項及び第171条第2項	改正前の細目告示第93条第2項及び第171条第2項
整理告示第9条第14項及び第15項	細目告示第15条第3項及び第93条第3項	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第3項
	改正前の細目告示第15条第3項及び第93条第3項	改正前の細目告示第93条第3項
整理告示第9条第16項	細目告示第15条第2項第2号ロ（同条第3項後段の規定に係る部分に限る。）及び第3項後段並びに第93条第2項第2号ロ（同条第3項後段の規定に係る部分に限る。）及び第3項後段	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項第2号ロ（同条第3項後段の規定に係る部分に限る。）及び第3項後段
整理告示第9条第18項、第19項、第20項、第21項及び第23項	細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第8項
整理告示第9条第18項、第19項	細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第8項及

項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項及び第42項	第8項	び第171条第8項
整理告示第9条第21項	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第5輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第5輪荷重を有するけん引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）又は軽油を燃料とする普通自動車で装甲を有する自動車
整理告示第9条第22項	細目告示第15条第7項及び第93条第8項中「協定規則第131号の規則5. 及び6. 」とあるのは「協定規則第131号初版若しくは協定規則第131号の規則5. 及び6. 又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準」と読み替えて、細目告示第15条第7項、第93条第8項及び第171条第8項	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第8項
整理告示第9条第29項	平成30年1月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第5輪荷重を有する車両総重量が13トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成30年1月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第5輪荷重を有する車両総重量が13トンを超えるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）又は軽油を燃料とする普通自動車で装甲を有する自動車

整理告示第9条 第32項	保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第6項、第93条第6項及び第171条第6項	保安基準表第11項において準用される省令第12条第2項並びに細目告示第93条第6項及び第171条第6項
	改正前の保安基準第12条第2項	改正前の省令第12条第2項
	改正前の細目告示第15条第6項及び第7項、第93条第6項及び第7項並びに第171条第6項及び第7項	改正前の細目告示第93条第6項及び第7項並びに第171条第6項及び第7項
整理告示第9条 第34項及び第35項	細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）及び第93条第2項第1号後段	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項第1号後段
整理告示第9条 第35項	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第5輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第5輪荷重を有するけん引自動車であって車両総重量が13トンを超えるもの及び被けん引自動車を除く。）又は軽油を燃料とする普通自動車で装甲を有する自動車
整理告示第9条 第36項	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被けん引自動車を除く。）又は軽油を燃料とする普通自動車で装甲を有する自動車
	細目告示第15条第2項第1号後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項第1号後段

	に限る。)並びに第2号イ(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。)及びロ(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置に係る部分に限る。)並びに第93条第2項第1号後段	
	細目告示第15条第2項第1号及び第2号イ並びに第93条第2項第1号及び第2号イ	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項第1号及び第2号イ
	細目告示第15条第2項第2号ロ及び第93条第2項第2号ロ	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項第2号ロ
整理告示第9条第37項	細目告示第15条第2項第1号後段(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。)及び第6項第1号後段(走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。)並びに第93条第2項第1号後段	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第2項第1号後段
整理告示第9条第42項	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車	令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車又は軽油を燃料とする普通自動車で装甲を有する自動車

整理告示第9条第45項	改正前の保安基準第17条の2第1項	改正前の省令第17条の2第1項
整理告示第9条第51項	細目告示第15条第4項及び第93条第4項	保安基準表第11項において準用される細目告示第93条第4項
	改正前の細目告示第15条第4項及び第93条第4項	改正前の細目告示第93条第4項
整理告示第10条第1項	平成15年12月31日	平成17年2月9日（軽油を燃料とする普通自動車であつて装甲を有する自動車にあつては、平成17年3月31日）
	保安基準第13条の規定並びに細目告示第16条、第94条及び第172条	保安基準表第11項の2において準用される省令第13条の規定並びに細目告示第94条及び第172条
整理告示第10条第2項	保安基準第51条第2項	保安基準表第52項において準用される省令第51条第2項
整理告示第10条第4項	細目告示第16条、第94条及び第172条	保安基準表第11項の2において準用される細目告示第94条及び第172条
	改正前の細目告示第16条、第94条及び第172条	改正前の細目告示第94条及び第172条
整理告示第11条	保安基準第14条	保安基準表第12項において準用される省令第14条
整理告示第12条第1項	保安基準第15条の規定並びに細目告示第18条、第96条及び第174条	保安基準表第13項において準用される省令第15条の規定並びに細目告示第96条（第4項の規定を除く。）及び第174条（第3項第3号の規定を除く。）
整理告示第14条第1項	細目告示第21条第1項第4号、第99条第1項第4号及び第177条第1項第4号	保安基準表第14項において準用される細目告示第99条第1項第4号及び第177条第1項第4号
整理告示第14条第3項、第4項、第5項及び	新規検査、構造等変更検査又は予備検査	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確

第 6 項		認のための検査又は保安検査
整理告示第 1 4 条第 3 項	保安基準第 1 7 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに細目告示第 2 1 条第 5 項及び第 6 項、第 9 9 条第 7 項から第 1 0 項まで並びに第 1 7 7 条第 5 項から第 7 項	保安基準表第 1 4 項において準用される省令第 1 7 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに細目告示第 9 9 条第 7 項から第 1 0 項まで並びに第 1 7 7 条第 5 項から第 7 項
整理告示第 1 4 条第 4 項	細目告示第 2 1 条第 5 項及び第 6 項並びに第 9 9 条第 7 項から第 1 0 項	保安基準表第 1 4 項において準用される細目告示第 9 9 条第 7 項から第 1 0 号
	改正前の細目告示第 2 1 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 9 条第 2 項から第 4 項	改正前の細目告示第 9 9 条第 2 項から第 4 項
整理告示第 1 4 条第 5 項	細目告示第 2 1 条第 5 項及び第 9 9 条第 7 項	保安基準表第 1 4 項において準用される細目告示第 9 9 条第 7 項
	改正前の細目告示第 2 1 条第 4 項及び第 9 9 条第 5 項	改正前の細目告示第 9 9 条第 5 項
整理告示第 1 4 条第 6 項	細目告示第 2 1 条第 6 項及び第 9 9 条第 8 項から第 1 0 項	保安基準表第 1 4 項において準用される細目告示第 9 9 条第 8 項から第 1 0 項
整理告示第 1 4 条第 7 項及び第 8 項	保安基準第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定並びに細目告示第 2 1 条第 1 項及び第 2 項、第 9 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 7 7 条第 1 項及び第 2 項	保安基準表第 1 4 項において準用される省令第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定並びに細目告示第 9 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 7 7 条第 1 項及び第 2 項
	改正前の保安基準第 1 7 条の 2 第 1 項	改正前の省令第 1 7 条の 2 第 1 項
	改正前の細目告示第 2 1 条第 1 項、第 9 9 条第 1 項及び第 1 7 7 条第 1 項	改正前の細目告示第 9 9 条第 1 項及び第 1 7 7 条第 1 項
整理告示第 1 4 条第 7 項	国土交通大臣が定める自動車	電気自動車への改造にともない、平成 2 6 年 6 月 2 3 日以降に調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 4 4 年防衛庁訓令第 2

		7号)の規定による品質の確認のための検査又は保安検査を受けた自動車
整理告示第14条第8項	除く。)のうち国土交通大臣が定める自動車については、	除く。)については、
整理告示第14条第9項及び第10項	細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項	保安基準表第14項において準用される細目告示第99条第1項及び第2項
	改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項	改正前の細目告示第99条第1項及び第2項
整理告示第14条第11項	細目告示第21条第5項及び第6項、第99条第7項から第9項並びに第177条第5項から第7項	保安基準表第14項において準用される細目告示第99条第7項から第9項並びに第177条第5項から第7項
	改正前の細目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3項から第5項並びに第177条第3項から第5項	改正前の細目告示第99条第3項から第5項並びに第177条第3項から第5項
整理告示第14条第12項	細目告示第21条第6項第2号及び第99条第8項第2号	保安基準表第14項において準用される細目告示第99条第8項第2号
	改正前の細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号	改正前の細目告示第99条第4項第2号
整理告示第14条第13項	細目告示第21条第6項第3号及び第99条第8項第3号	保安基準表第14項において準用される細目告示第99条第8項第3号
	改正前の細目告示第21条第4項第3号及び第99条第4項第3号	改正前の細目告示第99条第4項第3号
整理告示第14条第14項	細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項	保安基準表第14項において準用される細目告示第99条第1項及び第2項

	改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項	改正前の細目告示第99条第1項及び第2項
整理告示第15条第1項	保安基準第18条第1項、第2項及び第4項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第22条第1項から第8項まで及び第10項、第100条第1項から第9項まで、第12項及び第13項並びに第178条第1項から第8項まで及び第10項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第1項、第2項及び第4項の規定並びに細目告示第100条第1項から第8項まで及び第12項並びに第178条第1項から第8項（第3号の規定を除く。）まで及び第10項（第4号の規定を除く。）
整理告示第15条第3項	平成15年9月30日以前に製作された自動車	平成17年2月9日以前に製作された自動車
整理告示第15条第4項及び第5項	保安基準第18条第6項（同項に基づく細目告示第22条第13項第1号、第100条第17項第1号及び第178条第13項を除く。）	保安基準表第15項において準用される省令第18条第6項（細目告示第100条第17項第1号及び第178条第13項の規定を除く。）
整理告示第15条第5項	保安基準第18条第6項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第6項
整理告示第15条第9項及び第10項	保安基準第18条第3項並びに同項の規定に基づく細目告示第22条第9項、第100条第10項及び第11項並びに第178条第9項	保安基準表第15項において準用される省令第18条第3項並びに同項の規定に基づく細目告示第100条第10項及び第178条第9項
整理告示第15条第11項	細目告示第22条第9項及び第100条第10項中「協定規則第94号の規則5.（5.2.6.から5.2.8.までを除く。）及び6.」道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の	保安基準表第15項において準用される細目告示第100条第10項中保安基準表第15項において準用される細目告示第178条第9項（第3号を除く。）

	別添１０４「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」	
整理告示第１５条第１２項	改正前の細目告示第６条第２項第２号、第８４条第２項第２号及び第１６２条第２項第２号	改正前の細目告示第８４条第２項第２号及び第１６２条第２項第２号
	細目告示第２２条第４項第９号、第１００条第４項第１０号及び第１７８条第４項第１１号	保安基準表第１５項に準用される細目告示第１００条第４項第１１号及び第１７８条第４項第１１号
整理告示第１５条第１４項	保安基準第１８条第６項の規定並びに細目告示第２２条、第１００条、第１７８条	保安基準表第１５項に準用される省令第１８条第６項の規定並びに細目告示第１００条及び第１７８条
	改正前の保安基準第１８条第５項の規定並びに細目告示第２２条、第１００条、第１７８条	改正前の省令第１８条第５項の規定並びに細目告示第１００条及び第１７８条
整理告示第１５条第１５項、第１６項及び第２０項	細目告示第２２条第９項及び第１００条第１０項	保安基準表第１５項に準用される細目告示第１００条第１０項
	改正前の細目告示第２２条第９項及び第１００条第１０項	改正前の細目告示第１００条第１０項
整理告示第１５条第１６項	指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車	適用除外指定を受けた型式の自動車
	細目告示第２２条第９項の規定中「同規則改訂版補足第３改訂版」とあるのは、「同規則改訂版補足第４改訂版」に、平成２３年改正告示による改正前の細目告示第１００条第１０項	平成２３年改正告示による改正前の細目告示第１００条第１０項
整理告示第１５条第１７項、第１	細目告示第２２条第１０項及び第１００条第１２項	保安基準表第１５項に準用される細目告示第１００条第１２項

8 項及び第 2 1 項	改正前の細目告示第 2 2 条第 1 0 項及び第 1 0 0 条第 1 2 項	改正前の細目告示第 1 0 0 条第 1 2 項
整理告示第 1 5 条第 1 9 項	保安基準第 1 8 条第 6 項	保安基準表第 1 5 項において準用される省令第 1 8 条第 6 項
整理告示第 1 5 条第 2 2 項	細目告示第 2 2 条第 1 3 項及び第 1 0 0 条第 1 7 項	保安基準表第 1 5 項において準用される細目告示第 1 0 0 条第 1 7 項
	改正前の細目告示第 2 2 条第 1 1 項及び第 1 0 0 条第 1 4 項	改正前の細目告示第 1 0 0 条第 1 4 項
整理告示第 1 6 条第 1 項及び第 2 項	保安基準第 1 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定並びに細目告示第 2 3 条、第 1 0 1 条及び第 1 7 9 条	保安基準表第 1 5 項の 2 第 1 号において準用される省令第 1 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定並びに細目告示第 1 0 1 条及び第 1 7 9 条
整理告示第 1 6 条第 1 項	巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 6 0 0 ミリメートル以下となるよう取り付けられていること。	巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 6 0 0 ミリメートル以下となるよう取り付けられていること。ただし、2 以上の車軸を駆動する構造を有する自動車にあっては、巻込防止装置の下縁の高さを変更することが可能な構造とすることができる。
整理告示第 1 7 条第 1 項	保安基準第 1 8 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定並びに細目告示第 2 4 条、第 1 0 2 条及び第 1 8 0 条	保安基準表第 1 5 項の 2 第 2 号において準用される省令第 1 8 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定並びに細目告示第 1 0 2 条及び第 1 8 0 条
	ただし、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入するおそれの少ない構造の自動車にあっては、この限りでない。	ただし、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入するおそれの少ない構造の自動車及び 2 以上の車軸を駆動する構造を有する自動車にあっては、この限りでない。

	ただし、本号に規定する突入防止装置と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。	ただし、本号に規定する突入防止装置と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造の自動車及び2以上の車軸を駆動する構造を有する自動車にあっては、この限りでない。
整理告示第17条第2項	昭和43年7月31日以前	昭和44年3月31日以前
整理告示第17条第4項	昭和43年8月1日	昭和44年4月1日
整理告示第17条第5項	保安基準第18条の2第3項及び細目告示第24条第1項第2号又は第102条第1項第1号	保安基準表第15項の2において準用される省令第18条の2第3項及び細目告示第102条第1項第1号
	細目告示第24条第1項第2号及び第102条第1項第1号	保安基準表第15項の2において準用される細目告示第102条第1項第1号
整理告示第17条第7項	細目告示第102条第3項第1号へ及び第180条第3項第1号	保安基準表第15項の2において準用される細目告示第102条第3項第1号へ及び第180条第3項第1号
整理告示第17条第8項	保安基準第18条の2第3項及び第4項並びに細目告示第24条、第102条及び第180条	保安基準表第15項の2第2号において準用される省令第18条の2第3項及び第4項並びに細目告示第102条及び第180条
整理告示第17条第9項	細目告示第24条第1項及び第3項、第102条第1項及び第3項並びに第180条第1項及び第3項	保安基準表第15項の2第1号において準用される細目告示第101条第1項及び第3項並びに第179条第1項及び第3項
	改正前の細目告示第24条第1項及び第3項、第102条第1項及び第3項並びに第180条第1項及び第3項	改正前の細目告示第102条第1項及び第3項並びに第180条第1項及び第3項

整理告示第 17 条の 2	保安基準第 18 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定並びに細目告示第 24 条の 2、第 102 条の 2 及び第 180 条の 2	保安基準表第 15 項の 2 第 3 号において準用される省令第 18 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定並びに細目告示第 102 条の 2 及び第 180 条の 2
整理告示第 18 条第 1 項	保安基準第 20 条の規定並びに細目告示第 26 条、第 104 条及び第 182 条	保安基準表第 17 項において準用される省令第 20 条（第 2 項の規定を除く。）の規定並びに細目告示第 104 条及び第 182 条
整理告示第 18 条第 4 項	細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項	保安基準表第 17 項において準用される細目告示第 104 条第 2 項
	細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項ただし書中「協定規則第 129 号の規則 6. 3. 1. 2」	細目告示第 104 条第 2 項
整理告示第 18 条の 2 第 1 項	細目告示第 27 条第 1 号、第 105 条第 1 項第 1 号ロ及び第 183 条第 1 項第 1 号ロ	保安基準表第 18 項において準用される細目告示第 105 条第 1 項第 1 号ロ及び第 183 条第 1 項第 1 号ロ
	改正前の細目告示第 27 条第 1 号、第 105 条第 1 項第 2 号及び第 183 条第 1 項第 2 号	改正前の細目告示第 105 条第 1 項第 2 号及び第 183 条第 1 項第 2 号
整理告示第 19 条第 1 項	保安基準第 22 条の規定並びに細目告示第 28 条（第 1 項第 1 号を除く。）、第 106 条（第 1 項第 1 号を除く。）及び第 184 条（第 1 項第 1 号を除く。）	保安基準表第 19 項において準用される省令第 22 条（第 5 項及び第 6 項の規定を除く。）の規定並びに細目告示第 106 条（第 1 項第 1 号、第 5 項及び第 6 項を除く。）及び第 184 条（第 1 項第 1 号、第 5 項及び第 6 項を除く。）
	保安基準第 22 条の 3 第 1 項	保安基準表第 20 項において準用される省令第 22 条の 3 第 1 項
整理告示第 19 条第 4 項	細目告示第 28 条第 6 項及び第 106 条第 6 項	保安基準表第 19 項において準用される細目告示第 106 条第 6 項

整理告示第 19 条第 5 項	保安基準第 22 条第 3 項	保安基準表第 19 項において準用される省令第 22 条第 3 項
	改正前の保安基準第 22 条第 3 項	改正前の省令第 22 条第 3 項
整理告示第 19 条第 6 項	細目告示第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 106 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 184 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	保安基準表第 19 項において準用される細目告示第 106 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 184 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
	第 28 条第 6 項及び第 106 条第 6 項	第 106 条第 6 項
整理告示第 19 条第 7 項	細目告示第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 項、第 106 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 項並びに第 184 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	保安基準表第 19 項において準用される細目告示第 106 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 項並びに第 184 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
	改正前の細目告示第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 項、第 106 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 7 項並びに第 184 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	改正前の細目告示第 106 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 7 項並びに第 184 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
整理告示第 20 条第 1 項から第 3 項まで	保安基準第 22 条の 3 の規定並びに細目告示第 30 条、第 108 条及び第 186 条	保安基準表第 20 項において準用される省令第 22 条の 3 の規定並びに細目告示第 108 条及び第 186 条
整理告示第 20 条第 2 項	保安基準第 22 条第 3 項第 1 号から第 5 号まで	保安基準表第 19 項において準用される省令第 22 条第 3 項第 1 号から第 5 号まで
整理告示第 20 条第 3 項及び第 4 項	保安基準第 22 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで	保安基準表第 19 項において準用される省令第 22 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで
整理告示第 20 条第 7 項	平成 24 年 6 月 30 日までに製作された自動車	平成 24 年 6 月 30 日までに製作された自動車（軽油を燃料とする

		装甲を有する自動車にあっては、平成24年6月30日までに適用除外指定を受けた型式の自動車)
	保安基準第22条の3の規定並びに同条の規定に基づく細目告示第30条（第6項を除く。）、第108条（第8項を除く。）及び第186条（第8項を除く。）	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3の規定に基づく細目告示第108条（第8項を除く。）及び第186条（第8項を除く。）
	保安基準第22条第3項第1号から第4号まで及び第6号	保安基準表第19項において準用される省令第22条第3項第1号から第4号まで及び第6号
	細目告示第5条、第83条に規定する場合	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査の場合
	細目告示第161条に規定する場合	自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）訓令第13条に基づく整備又は保安検査の場合
整理告示第20条第10項	保安基準第22条の3第5項及び細目告示第108条第12項第2号又は第186条第12項第2号	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第5項及び細目告示第108条第12項第2号又は第186条第12項第2号
	細目告示第108条第12項第2号ただし書及び第186条第12項第2号ただし書	保安基準表第20項において準用される細目告示第108条第12項第2号ただし書及び第186条第12項第2号ただし書き
整理告示第20条第11項	保安基準第22条の3第1項	保安基準表第20項において準用される省令第22条の3第1項
	改正前の保安基準第22条の3第1項	改正前の省令第22条の3第1項

整理告示第20条第13項	細目告示第30条第1項から第4項まで及び第10項並びに第108条第5項	保安基準表第20項において準用される細目告示第108条第5項
	改正前の細目告示第30条第1項から第4項まで及び第6項並びに第108条第5項	改正前の細目告示第108条第5項
整理告示第20条第14項	細目告示第30条第1項、第4項及び第10項並びに第186条第7項	保安基準表第20項において準用される細目告示第186条第7項
	改正前の細目告示第30条第1項、第4項及び第6項並びに第186条第7項	改正前の細目告示第186条第7項
整理告示第21条第1項	保安基準第22条の4の規定並びに細目告示第31条、第109条及び第187条	保安基準表第21項において準用される省令第22条の4の規定並びに細目告示第109条及び第187条
	保安基準第22条第3項第1号から第4号まで	保安基準表第19項において準用される省令第22条第3項第1号から第4号まで
整理告示第26条第1項	保安基準第29条並びに細目告示第39条、第117条及び第195条	保安基準表第24項において準用される省令第29条（第4項第1号から第5号までの規定を除く。）並びに細目告示第117条及び第195条
	イからト	へ及びト
	イからリ	へからリ
整理告示第26条第4項	細目告示第39条、第117条及び第195条	保安基準表第24項において準用される細目告示第117条及び第195条
	改正前の細目告示第39条、第117条及び第195条	改正前の細目告示第117条及び第195条
整理告示第27条第1項、第2項、第3項、第7	細目告示第40条第1項第3号	保安基準表第25項において準用される細目告示第40条第1項第3号

項、第8項、第10項及び第14項		
整理告示第27条第1項	法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項の検査	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
整理告示第27条第2項及び第3項	第11項から第13項まで、 法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項の検査	第12項、13項、 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
整理告示第27条第7項及び第8項	法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
整理告示第27条第10項	法第75条第4項の検査又は旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査

	法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。) にあつては、新規検査又は予備検査)	
整理告示第27条第12項、第13項、第15項、第19項及び第21項	細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項	保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第1項及び第196条第1項
整理告示第27条第14項	第9項、第11項、第12項	第12項
整理告示第27条第14項、第17項及び第20項	法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項(旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは施行規則第62条の4の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。) にあつては、新規検査又は予備検査)	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号)の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
整理告示第27条第20項	第18項及び前項	前項
整理告示第27条第22項及び第25項	法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項(旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは施行規則第62条の4の検査(国土交通	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号)の規定による品質の確認のための検査又は保安検査

	大臣が指定する自動車(型式、指定自動車、型式認定自動車騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあつては、新規検査又は予備検査)	
整理告示第27条第24項	細目告示第118条第2項及び第3項並びに第196条第2項及び第3項	保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第2項及び第3項並びに第196条第2項及び第3項
整理告示第27条第25項	細目告示第40条第1項第2号の2、第118条第1項第3号及び第196条第1項第3号	保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第1項第3号及び第196条第1項第3号
整理告示第27条第25項及び第27項	細目告示第40条第1項第4号及び第118条第1項第4号	保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第1項第4号
整理告示第27条第26項	細目告示第118条第1項	保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第1項
	改正前の細目告示第118条第1項	改正前の保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第1項
整理告示第27条第28項及び第30項	細目告示第40条、第118条及び第196条	保安基準表第25項において準用される細目告示第40条第1項第3号、第118条及び第196条
	改正前の細目告示第40条、第118条及び第196条	改正前の細目告示第40条第1項第3号、第118条及び第196条
整理告示第27条第29項	細目告示第40条第1項第5号又は第118条第1項第3号ロ	保安基準表第25項において準用される細目告示第118条第1項第3号ロ

整理告示第 2 7 条第 3 1 項	細目告示第 1 1 8 条及び第 1 9 6 条	保安基準表第 2 5 項において準用される細目告示第 1 1 8 条及び第 1 9 6 条
	改正前の細目告示第 1 1 8 条及び第 1 9 6 条	改正前の細目告示第 1 1 8 条及び第 1 9 6 条
整理告示第 2 8 条第 1 項	細目告示第 4 1 条第 3 項、第 1 1 9 条第 3 項及び第 1 9 7 条第 3 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 3 項及び第 1 9 7 条第 3 項
	細目告示第 4 1 条第 4 項、第 1 1 9 条第 4 項及び第 1 9 7 条第 4 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 4 項及び第 1 9 7 条第 4 項
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 5 号から第 8 号まで及び第 2 項、第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項並びに第 1 9 7 条第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項並びに第 1 9 7 条第 2 項
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 1 7 号から第 1 9 号まで、第 2 項及び第 3 項、第 1 1 9 条第 1 項第 9 号及び第 1 0 号、第 2 項並びに第 3 項並びに第 1 9 7 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 9 号及び第 1 0 号、第 2 項並びに第 1 9 7 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 3 号の表のイ及びロ及び同項第 4 号の表のイ及びロに掲げる自動車	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号の表のイ及びロに掲げる自動車
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 3 号の表のハ及び同項第 4 号の表のハに掲げる自動車並びに同条第 1 項第 1 号及び第 2 号の自動車（二輪自動車を除く。）	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号の表のハに掲げる自動車並びに同条第 1 項第 1 号の自動車（二輪自動車を除く。）

細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号の表のニに掲げる自動車
細目告示第41条第2項第4号、第119条第2項第4号及び第197条第2項第4号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第4号及び第197条第2項第4号
平成16年8月31日以前に製作された	平成16年8月31日以前（平成16年3月31日以前に契約した自動車であって、平成16年9月1日以降に新たに自動車番号を付与されたものにあつては平成17年8月31日以前）に製作された
細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第5号及び第6号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号及び第4号
同項第7号の表の2及び第8号の表の2並びに第5号及び第6号に掲げる自動車	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号及び第4号に掲げる自動車
平成17年8月31日以前に製作された	平成17年8月31日以前（平成17年3月31日以前に契約した自動車であって、平成17年9月1日以降に新たに自動車番号を付与されたものにあつては平成18年8月31日以前）に製作された
細目告示第41条第1項第5号及び第6号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号
細目告示第41条第2項第2号から第4号まで及び第3項、第119条第2項第2号から第4号まで及び第3項並びに第197条第2項第2号から第4号まで及び第3項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第2号から第4号まで及び第3項並びに第197条第2項第2号から第4号まで及び第3項

	細目告示第41条第1項第15号及び第16号並びに第2項、第119条第1項第8号及び第11号並びに第2項並びに第197条第1項第2号及び第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第8号及び第11号並びに第2項並びに第197条第1項第2号及び第2項
	細目告示第41条	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条
	細目告示第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号
	細目告示第41条第1項第13号、第14号及び第19号並びに第2項、第119条第1項第7号及び第10号並びに第2項並びに第197条第1項第1号並びに第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第7号及び第10号並びに第2項並びに第197条第1項第1号並びに第2項
	細目告示第119条第1項第1号及び第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第1号及び第2項
	細目告示第119条第1項第3号及び第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号及び第2項
	細目告示第41条第2項第4号及び同条第4項、第119条第2項第4号及び同条第4項並びに第197条第2項第4号及び同条第4項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第4号及び第4項並びに第197条第2項第4号及び第4項
整理告示第28条第4項	細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号及び第2項
	110キログラム	160キログラム

整理告示第28条第7項、第11項、第24項、第32項、第42項、第52項及び第60項	細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第1号から第4号並びに第2項
整理告示第28条第8項、第12項、第22項	細目告示第41条第1項第5号から第8号まで及び第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項
整理告示第28条第10項、第13項、第14項、第21項、第23項、第26項、第29項、第41項、第51項、第57項及び第59項	細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第1号から第3号
整理告示第28条第10項、第21項、第29項、第41項及び第51項	3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号及び第2項
整理告示第28条第13項、第14項、第23項、第26項、第57項及び第59項	同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号及び第2項
整理告示第28条第13項	細目告示第41条第1項第3号の表のロ及び同項第4号の表のロ	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号の表のロ
整理告示第28条第14項、第41項及び第59項	細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハ	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号の表のハ

整理告示第 2 8 条第 2 1 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 3 号の表のイ及び同項第 4 号の表のイ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号の表のロ
整理告示第 2 8 条第 2 3 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 3 号の表のロ及びハ並びに同項第 4 号の表のロ及びハ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号の表のロ及びハ
整理告示第 2 8 条第 2 5 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項並びに第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 2 項
整理告示第 2 8 条第 2 7 項、第 4 8 項及び第 5 4 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 2 項
整理告示第 2 8 条第 2 6 項、第 5 8 項及び第 6 1 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 3 号の表のニ及び同項第 4 号の表のニ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号の表のニ
整理告示第 2 8 条第 2 7 項、第 3 2 項、第 3 4 項、第 3 8 項、第 4 3 項、第 4 4 項及び第 4 8 項	細目告示第 4 1 条第 2 項第 1 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 2 項第 1 号
整理告示第 2 8 条第 3 0 項、第 4 7 項、第 6 1 項及び第 6 2 項	細目告示第 4 1 条第 2 項第 1 号及び第 1 1 9 条第 2 項第 1 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 2 項第 1 号
整理告示第 2 8 条第 3 0 項、第 4 3 項及び第 4 7 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 2 項並びに第 1 1 9 条第 1 項第 4 号及び第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号及び第 2 項
整理告示第 2 8 条第 3 4 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号及び第 2 項

整理告示第28条第36項、第40項、第46項、第50項	細目告示第41条第1項第20号、第119条第1項第1号及び第197条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号
整理告示第28条第36項、第40項、第46項、第50項及び第56項	細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）	自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）第12条に基づく整備及び第15条第3項各号
整理告示第28条第38項	細目告示第41条第1項第5号から第8号まで	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号及び第4号
整理告示第28条第42項、第52項及び第60項	細目告示第41条第2項第1号から第3号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第1号から第3号
整理告示第28条第44項	細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第2項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号及び第2項
整理告示第28条第53項	細目告示第41条第1項第19号、第119条第1項第10号及び第197条第1項第1号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第10号及び第197条第1項第1号
整理告示第28条第56項	細目告示第197条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第197条第1項第2号
整理告示第28条第57項、第59項、第60項及び第61項	新規検査等及び完成検査等	調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）の規定による品質の確認のための検査又は保安検査
整理告示第28条第57項	細目告示第41条第1項第3号のイ及びロ並びに同項第4号の表のイ及びロ	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号の表のイ及びロ

整理告示第 2 8 条第 5 8 項	細目告示第 4 1 条第 4 項、第 1 1 9 条第 4 項及び第 1 9 7 条第 4 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 4 項及び第 1 9 7 条第 4 項
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 3 号の表のイ及びロ並びに同項第 4 号の表のイ及びロ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号の表のイ及びロ
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる自動車並びに同項第 3 号の表のハ及び同項第 4 号の表のハ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる自動車及び同項第 2 号の表のハ
整理告示第 2 8 条第 6 1 項	同条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項並びに第 1 1 9 条第 1 項第 2 号並びに第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号並びに第 2 項
整理告示第 2 8 条第 6 2 項、第 6 7 項、第 6 8 項及び第 7 6 項	同告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号
整理告示第 2 8 条第 6 2 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 8 号の表のイ及びロ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号の表のイ及びロ
	細目告示第 4 1 条第 1 項第 8 号及び第 2 項第 1 号並びに第 1 1 9 条第 1 項第 4 号及び第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号及び第 2 項
整理告示第 2 8 条第 6 7 項、第 6 8 項及び第 7 7 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 8 号の表のハ	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号の表のハ
整理告示第 2 8 条第 6 7 項及び第 6 8 項	平成 1 6 年 8 月 3 1 日以前に製作された	平成 1 6 年 8 月 3 1 日以前（平成 1 6 年 3 月 3 1 日以前に契約した自動車であって、平成 1 6 年 9 月 1 日以降に新たに自動車番号を付与されたものにあつては平成 1 7 年 8 月 3 1 日以前）に製作された

整理告示第 2 8 条第 6 7 項及び第 7 6 号	同告示第 4 1 条第 1 項第 8 号及び第 1 1 9 条第 1 項第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号
整理告示第 2 8 条第 6 8 項及び第 7 7 条	同項第 6 号	同項第 3 号
整理告示第 2 8 条第 6 8 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 6 号及び第 8 号並びに第 1 1 9 条第 1 項第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号
整理告示第 2 8 条第 6 9 項、第 1 2 6 項及び第 1 6 5 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 6 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号
整理告示第 2 8 条第 7 4 項、第 1 0 3 項、第 1 0 9 項及び第 1 2 4 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 2 号
整理告示第 2 8 条第 7 4 項	同告示第 4 1 条第 1 項第 4 号及び第 1 1 9 条第 1 項第 2 号	
整理告示第 2 8 条第 7 5 項及び第 1 2 2 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 2 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 号
整理告示第 2 8 条第 7 5 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 2 号及び第 1 1 9 条第 1 項第 1 号	
整理告示第 2 8 条第 7 6 項、第 7 7 項及び第 8 4 項	平成 1 9 年 8 月 3 1 日以前に製作された	平成 1 9 年 8 月 3 1 日以前（総輪を駆動する構造を有する自動車にあっては、平成 2 4 年 3 月 3 1 日以前。ただし、平成 2 3 年 3 月 3 1 日以前に契約した総輪を駆動する構造を有する自動車であって、平成 2 4 年 4 月 1 日以降に新たに自動車番号を付与されたもの）にあっては平成 2 5 年 3 月 3 1 日以前

		前) に製作された
整理告示第 2 8 条第 7 6 項、第 1 0 5 項、第 1 1 1 項及び第 1 2 8 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 8 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号
整理告示第 2 8 条第 7 7 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 6 号及び第 8 号並びに第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
	同告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
整理告示第 2 8 条第 7 8 項	適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車	適合する自動車
	軽自動車以外の自動車であつて国土交通大臣が指定するもの（第 1 号から第 4 号までに掲げるものを除く。）	軽自動車以外の自動車
	最初に法第 7 条第 1 項の新規登録を受けた自動車	新たに自動車番号を付与された自動車
整理告示第 2 8 条第 7 9 項	国土交通大臣が指示するところにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる	排気管から大気中に排出される排出物に含まれる
整理告示第 2 8 条第 8 0 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 9 号から第 1 2 号まで並びに第 1 1 9 条第 1 項第 5 号及び第 6 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 5 号及び第 6 号
整理告示第 2 8 条第 8 1 項	細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 4 号
整理告示第 2 8 条第 8 1 項及び第 8 4 項	細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 1 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 1 号

整理告示第 2 8 条第 8 2 項	普通自動車及び小型自動車 (第 8 4 項の表第 1 号及び第 2 号に掲げる自動車を除く。)並びに軽自動車であって型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車以外の自動車	普通自動車、小型自動車及び軽自動車
整理告示第 2 8 条第 8 2 項及び第 1 6 8 項	細目告示第 1 1 9 条第 2 項第 4 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 2 項第 4 号
整理告示第 2 8 条第 8 3 項	細目告示第 1 1 9 条第 4 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 4 項
整理告示第 2 8 条第 8 4 項	細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 号及び第 5 号並びに第 2 項
	細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 3 号及び第 2 項
	保安基準第 5 5 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2	自衛隊の使用する自動車の保安基準（自衛隊の使用する自動車の保安基準について（防経艦第 6 0 0 2 号。2 7. 4. 2 4）別紙第 4 項の規定により保安基準表第 1 項、第 3 項又は第 4 項
	空港整備法（昭和 3 1 年法律第 8 0 号）第 2 条第 1 項に規定する空港の管理者が使用する	航空機の火災において使用する
	細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 7 号及び第 2 項	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 7 号及び第 2 項
	細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 8 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 8 号

整理告示第 2 8 条第 8 7 項及び第 1 5 2 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 1 8 号及び第 1 1 9 条第 1 項第 9 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 9 号
整理告示第 2 8 条第 8 8 項及び第 8 9 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 1 9 号、第 1 1 9 条第 1 項第 1 0 号及び第 1 9 7 条第 1 項第 1 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 1 0 号及び第 1 9 7 条第 1 項第 1 号
整理告示第 2 8 条第 9 1 項、第 9 3 項、第 9 5 項、第 9 7 項、第 9 9 項、第 1 5 6 項、第 1 5 8 条、第 1 6 0 条及び第 1 6 2 項	細目告示第 4 1 条第 1 項第 1 6 号及び第 1 1 9 条第 1 項第 8 号	保安基準表第 2 6 項において準用される細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 8 号
整理告示第 2 8 条第 1 0 0 項	第 9 0 項、第 9 2 項、第 9 4 項、第 9 6 項及び第 9 8 項に規定する自動車については、第 1 4 7 項、第 1 5 5 項(第 2 号に係る部分に限る。)、第 1 5 7 項(第 2 号に係る部分に限る。)、第 1 5 9 項(第 2 号に係る部分に限る。) 及び第 1 6 1 項(第 2 号に係る部分に限る。) の規定並びに細目告示第 4 1 条第 1 項第 1 5 号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第 6 2 条の 3 第 5 項の検査の際、第 9 1 項、第 9 3 項、第 9 5 項、第 9 7 項及び第 9 9 項に規定する自動車については、第 1 4 7 項、第 1 5 6 項(第 2 号に係る部	第 9 1 項、第 9 3 項、第 9 5 項、第 9 7 項及び第 9 9 項に規定する自動車については、細目告示第 1 1 9 条第 1 項第 8 号

	分に限る。)、第158項(第、 第160項(第2号に係る部分に限る。))及び第162項(第2号に係る部分に限る。))の規定並びに細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号	
整理告示第28条第103項及び第109項	細目告示第41条第1項第4号及び第119条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号
整理告示第28条第105項、第111項、第126項、第128項及び第165項	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び総輪を駆動する構造を有する自動車を除く。)
整理告示第28条第105項及び第111項	細目告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第4号
整理告示第28条第107項、第113項、第132項及び第134項	細目告示第41条第1項第12号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第6号
整理告示第28条第107項及び第113項	細目告示第41条第1項第12号及び第119条第1項第6号	
整理告示第28条第114項、第115項及び第168項	細目告示第41条第2項第4号及び第119条第2項第4号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第4号
整理告示第28条第116項	細目告示第41条第4項及び第119条第4項	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第4項
整理告示第28条第118項及び第120項	細目告示第119条第1項第3号又は第4号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号又は第4号

	細目告示第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）	自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）第15条第3項各号
整理告示第28条第118項	平成19年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成20年7月31日）以前	平成19年8月31日（総輪を駆動する構造を有する自動車にあっては、平成24年3月31日。ただし、平成23年3月31日以前に契約した総輪を駆動する構造を有する自動車であって、平成24年4月1日以降に新たに自動車番号を付与されたもの）にあっては平成25年3月31日）以前
	同条第1項第11号及び細目告示第197条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号
整理告示第28条第120項及び第163項	第197条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第197条第1項第2号
整理告示第28条第120項、第135項、第149項及び第163項	第197条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第197条第1項第2号
整理告示第28条第122項	同号及び第119条第1項第1号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第1号
整理告示第28条第124項	同号及び第119条第1項第2号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第2号
整理告示第28条第126項及び第165項	同号及び第119条第1項第3号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号
整理告示第28条第128項	同号及び第119条第1項第4号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項

		第4号
整理告示第28条第130項	細目告示第41条第1項第10号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第5号
	同号及び第119条第1項第5号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第5号
整理告示第28条第132項及び第134項	同号及び第119条第1項第6号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第6号
整理告示第28条第135項	第104項及び第105項、第110項及び第111項並びに第125項から第128項まで規定する自動車については、細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、光吸収係数が0.80mを超えないものであればよい。	第105項、第111項、第126項及び第128項であればよい。ただし、細目告示第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合であって当該測定の前に細目告示別添46に規定する方法により測定するときは、黒煙による汚染度が25パーセント以下であればよい
整理告示第28条第138項、第140項、第142項、第144項、第146項	細目告示第41条第1項第16号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第8号
整理告示第28条第138項、第140項、第142項、第144項及び第146項	細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号	
整理告示第28条第147項	第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第62条の3第5項の検査の際、第138項、第140項、	第138項、第140項、第142項、第144項及び第146項に規定する自動車については、156項（第2号に係る部分に限る。）、第158項（第2号に係る部分に限る。）、第160項（第

	第142項、第144項及び第146項に規定する自動車については、第156項（第2号に係る部分に限る。）、第158項（第2号に係る部分に限る。）、第160項（第2号に係る部分に限る。）及び第162項（第2号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号	2号に係る部分に限る。）及び第162項（第2号に係る部分に限る。）の規定並びに保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第8号
整理告示第28条第148項及び第149項	第137項から第146項までに	第142項、第144項及び第146項に
細目告示第28条第148項	細目告示第41条第1項第15号及び第119条第1項第8号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第8号
整理告示第28条第153項及び第154項	細目告示第41条第1項第19号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第10号
整理告示第28条第163項	第155項から第162項までに	第156項、第158項及び第162項に
整理告示第28条第167項	細目告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第9号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第9号
整理告示第28条第168項	細目告示第41条第1項第5号、第6号及び第119条第1項第3号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第1項第3号
	細目告示第119条第1項第3号	
	細目告示第41条第2項第4号	保安基準表第26項において準用される細目告示第119条第2項第4号

整理告示第 29 条第 1 項	保安基準第 32 条の規定並びに細目告示第 42 条、第 120 条及び第 198 条	保安基準表第 27 項において準用される省令第 32 条の規定並びに細目告示第 120 条及び第 198 条
整理告示第 29 条第 5 項及び第 7 項	製作された自動車	製作された配光可変型前照灯を備える自動車
整理告示第 29 条第 9 項、第 12 項及び第 15 項	製作された自動車及び国土交通大臣が定めるもの	製作された配光可変型前照灯を備える自動車
整理告示第 29 条第 15 項	細目告示第 42 条第 8 項、第 120 条第 9 項	保安基準表第 27 項において準用される細目告示第 120 条第 9 項
整理告示第 29 条第 17 項及び第 18 項	製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車	製作された配光可変型前照灯を備える自動車
整理告示第 29 条第 17 項	細目告示第 42 条第 8 項、第 120 条第 9 項	保安基準表第 27 項において準用される細目告示第 120 条第 9 項
整理告示第 30 条第 1 項	保安基準第 33 条の規定並びに細目告示第 43 条、第 121 条及び第 199 条	保安基準表第 28 項において準用される省令第 33 条の規定並びに細目告示第 121 条及び第 199 条
整理告示第 30 条第 2 項	平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車	平成 17 年 12 月 31 日（1／2 t トラック（系列車を含む。）にあっては、平成 19 年 9 月 30 日。7 t トラック（系列車を含む。）にあっては、平成 24 年 3 月 31 日。ただし、平成 23 年 3 月 31 日以前に契約した 7 t トラック（系列車を含む。）であって、平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに自動車番号を付与されたもの（平成 25 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車

整理告示第 3 1 条第 1 項	保安基準第 3 3 条の 2 の規定並びに細目告示第 4 4 条、第 1 2 2 条及び第 2 0 0 条	保安基準表第 2 8 項の 2 において準用される省令第 3 3 条の 2 の規定並びに細目告示第 1 2 2 条及び第 2 0 0 条
整理告示第 3 1 条第 9 項	自動車及び国土交通大臣が定める自動車	自動車
	細目告示第 1 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 0 0 条第 1 項第 1 号並びに協定規則第 1 1 9 号第 6 改訂版の規則 6. 3. 及び 7. 1.	保安基準表第 2 8 項の 2 において準用される細目告示第 1 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 0 0 条第 1 項第 1 号
	改正前の細目告示第 1 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 0 0 条第 1 項第 1 号並びに別添 1 0 2 4. 1. 及び 5. 3.	改正前の細目告示第 1 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 0 0 条第 1 項第 1 号
整理告示第 3 2 条第 1 項	保安基準第 3 4 条の規定並びに細目告示第 4 5 条、第 1 2 3 条及び第 2 0 1 条	保安基準表第 2 9 項第 1 号において準用される省令第 3 4 条の規定並びに細目告示第 1 2 3 条及び第 2 0 1 条
整理告示第 3 2 条第 1 2 項	細目告示第 4 5 条、第 1 2 3 条及び第 2 0 1 条	保安基準表第 2 9 項第 1 号において準用される細目告示第 1 2 3 条及び第 2 0 1 条
	改正前の細目告示第 4 5 条、第 1 2 3 条及び第 2 0 1 条	改正前の細目告示第 1 2 3 条及び第 2 0 1 条
整理告示第 3 3 条第 1 項	保安基準第 3 4 条の 2 の規定並びに細目告示第 4 6 条、第 1 2 4 条及び第 2 0 2 条	保安基準表第 2 9 項第 2 号において準用される省令第 3 4 条の 2 の規定並びに細目告示第 1 2 4 条及び第 2 0 2 条
整理告示第 3 4 条第 1 項	保安基準第 3 5 条の規定並びに細目告示第 4 7 条、第 1 2 5 条及び第 2 0 3 条	保安基準表第 2 9 項第 3 号において準用される省令第 3 5 条の規定並びに細目告示第 1 2 5 条及び第 2 0 3 条
整理告示第 3 5 条第 1 項	保安基準第 3 5 条の 2 の規定並びに細目告示第 4 8 条、第	保安基準表第 2 9 項第 4 号において準用される省令第 3 5 条の 2 の

	126条及び第204条	規定並びに細目告示第126条及び第204条
整理告示第36条第1項	保安基準第36条の規定並びに細目告示第49条、第127条及び第205条	保安基準表第30項において準用される省令第36条の規定並びに細目告示第127条及び第205条
	自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標	自動車番号標又は臨時運行番号標
整理告示第37条第1項	保安基準第37条の規定並びに細目告示第50条、第128条及び第206条	保安基準表第31項第1号において準用される省令第37条の規定並びに細目告示第128条及び第206条
整理告示第38条第1項	保安基準第37条の2の規定並びに細目告示第51条、第129条及び第207条	保安基準表第31項の2において準用される省令第37条の2の規定並びに細目告示第129条及び第207条
整理告示第39条第1項	保安基準第37条の3の規定並びに細目告示第52条、第130条及び第208条	保安基準表第32項において準用される省令第37条の3の規定並びに細目告示第130条及び第208条
整理告示第40条第1項	保安基準第37条の4の規定並びに細目告示第53条、第131条及び第209条	保安基準表第32項の2において準用される省令第37条の4の規定並びに細目告示第131条及び第209条
整理告示第41条第1項	保安基準第38条の規定並びに細目告示第54条、第132条及び第210条	保安基準表第33項において準用される省令第38条の規定並びに細目告示第132条及び第210条
整理告示第41条の2第2項	細目告示第133条第1項及び第211条第1項	保安基準表第33項の2において準用される細目告示第133条第1項及び第211条第1項
	保安基準第38条の2第2項	保安基準表第33項の2において準用される省令第38条の2第2項

整理告示第41条の2第3項	細目告示第133条第3項及び第211条第3項	保安基準表第33項の2において準用される細目告示第133条第3項及び第211条第3項
	保安基準第38条の2第3項	保安基準表第33項の2において準用される省令第38条の2第3項
整理告示第41条の3第1項	保安基準第38条の3並びに同条の規定に基づく細目告示第55条の2、第133条の2及び第211条の2	保安基準表第33の3項において準用される省令第38条の3並びに同条の規定に基づく細目告示第133条の2及び第211条の2
整理告示第41条の3第4項	保安基準第38条の3第3項	保安基準表第33の3項において準用される省令第38条の3第3項
整理告示第42条第1項	保安基準第39条の規定並びに細目告示第56条、第134条及び第212条	保安基準表第34項において準用される省令第39条の規定並びに細目告示第134条及び第212条
整理告示第42条第15項	細目告示第134条第3項第1号、第212条第3項第1号	保安基準表第34項において準用される細目告示第134条第3項第1号、第212条第3項第1号
整理告示第43条第1項	保安基準第39条の2の規定並びに細目告示第57条、第135条及び第213条	保安基準表第34項の2において準用される省令第39条の2の規定並びに細目告示第135条及び第213条
整理告示第43条第4項	保安基準第39条の2第1項	保安基準表第34の2項において準用される省令第39条の2第1項
整理告示第44条第1項	保安基準第40条の規定並びに細目告示第58条、第136条及び第214条	保安基準表第35項において準用される省令第40条の規定並びに細目告示第136条及び第214条
	後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引	後退灯は、変速装置（被けん引自動車にあっては、そのけん引自動

	自動車の変速装置)を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。	車の変速装置)を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、管制灯火を備える自動車にあっては、管制灯火が点灯している場合には、後退灯は、変速装置を後退の位置に操作している場合であっても、点灯しない構造とする。
整理告示第44条第6項	細目告示第136条第3項第3号及び第214条第3項第3号並びに別添524.5.4.1.、別添535.17.3.2.及び別添544.4.3.1.	保安基準表第35項において準用される細目告示第136条第3項第3号及び第214条第3項第3号
整理告示第44条第7項	細目告示第136条第3項第5号及び第9号並びに第214条第3項第5号及び第9号並びに別添524.5.5.並びに別添535.17.3.4.	保安基準表第35項において準用される細目告示第136条第3項第5号及び第9号並びに第214条第3項第5号及び第9号
	改正前の細目告示第136条第3項第3号及び第7号並びに第214条第3項第3号及び第7号並びに別添524.5.5.並びに別添535.17.3.3.	改正前の細目告示第136条第3項第3号及び第7号並びに第214条第3項第3号及び第7号
整理告示第44条第8項	細目告示第136条第3項第1号及び第214条第3項第1号並びに別添524.5.3.及び別添544.4.2.	保安基準表第35項において準用される細目告示第136条第3項第1号及び第214条第3項第1号
整理告示第45条第1項	保安基準第41条の規定並びに細目告示第59条、第137条及び第215条	保安基準表第36項において準用される省令第41条の規定並びに細目告示第137条及び第215条

整理告示第45条第20項	細目告示第59条、第137条及び第215条	保安基準表第36項において準用される細目告示第137条及び第215条
	改正前の細目告示第59条、第137条及び第215条	改正前の細目告示第137条及び第215条
整理告示第46条第1項	保安基準第41条の2の規定並びに細目告示第60条、第138条及び第216条	保安基準表第36項の2において準用される省令第41条の2の規定並びに細目告示第138条及び第216条
整理告示第47条第1項	保安基準第41条の3の規定並びに細目告示第61条、第139条及び第217条	保安基準表第37項において準用される省令第41条の3の規定並びに細目告示第139条及び第217条
整理告示第47条第6項	細目告示第139条第3項第4号及び第217条第3項第4号	保安基準表第37項において準用される細目告示第139条第3項第4号及び第217条第3項第4号
	7. 2. は適用しなくてもよいものとするほか、細目告示別添54 4. 6. 6. 1. 中「他の操作装置と独立して手動で操作できるものでなければならない。」とあるのは、「他の操作装置と独立して操作できるものでなければならない。」と読み替え、同別添4. 6. 6. 2. は適用しなくてもよいものとする。	適用しなくてもよいものとする。
整理告示第47条第7項	細目告示第139条第3項第4号、第217条第3項第4号及び別添52 4. 8. 7. 2.	保安基準表第37項において準用される細目告示第139条第3項第4号及び第217条第3項第4号及び別添52 4. 8. 7. 2.
整理告示第47条の2第2項	細目告示第139条の2第3項第6号、第7号及び第9号	保安基準表第38項において準用される細目告示第139条の2第3項第6号、第7号及び第9号

整理告示第 4 8 条第 1 項	保安基準第 4 2 条の規定並びに細目告示第 6 2 条、第 1 4 0 条及び第 2 1 8 条	保安基準表第 3 9 項において準用される省令第 4 2 条の規定並びに細目告示第 1 4 0 条（第 2 項第 7 号から第 1 2 号まで、第 3 項第 5 号から第 7 号まで並びに第 6 項第 8 号から第 1 1 号までを除く。）及び第 2 1 8 条（第 2 項第 7 号から第 1 2 号まで、第 3 項第 5 号から第 7 号まで並びに第 6 項第 8 号から第 1 1 号までを除く。）
	走行中に使用しない灯火	走行中に使用しない灯火及び管制灯火
	走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き	走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）並びに管制灯火を除き
整理告示第 4 9 条第 1 項	保安基準第 4 3 条並びに細目告示第 6 3 条、第 1 4 1 条及び第 2 1 9 条	保安基準表第 4 0 項において準用される省令第 4 3 条並びに細目告示第 1 4 1 条及び第 2 1 9 条
整理告示第 5 0 条第 1 項	保安基準第 4 3 条の 4 並びに細目告示第 6 6 条、第 1 4 4 条及び第 2 2 2 条の基準	保安基準表第 3 1 項第 3 号において準用される省令第 4 3 条の 4 並びに細目告示第 1 4 4 条及び第 2 2 2 条の基準
整理告示第 5 1 条の 2 第 1 項	保安基準第 4 3 条の 6 の規定並びに細目告示第 6 7 条の 2、第 1 4 5 条の 2 及び第 2 2 3 条の 2 の規定	保安基準表第 4 2 項において準用される省令第 4 3 条の 6 の規定並びに細目告示第 6 7 条の 2、第 1 4 5 条の 2 及び第 2 2 3 条の 2 の規定
	保安基準第 4 3 条の 6	保安基準表第 4 2 項において準用される省令第 4 3 条の 6
	改正前の保安基準第 4 3 条の 6	改正前の省令第 4 3 条の 6
整理告示第 5 1 条の 5	保安基準第 4 3 条の 9	保安基準表第 4 2 項の 2 において準用される省令第 4 3 条の 9
整理告示第 5 1 条の 6	保安基準第 4 3 条の 1 0	保安基準表第 4 2 項の 3 において準用される省令第 4 3 条の 1 0

整理告示第 5 2 条第 1 項	保安基準第 4 4 条第 2 項から第 6 項までの規定並びに細目告示第 6 8 条、第 1 4 6 条及び第 2 2 4 条	保安基準表第 4 3 項において準用される省令第 4 4 条第 2 項から第 6 項までの規定並びに細目告示第 1 4 6 条及び第 2 2 4 条
整理告示第 5 2 条の 2	保安基準第 4 4 条の 2	保安基準表第 4 3 項の 2 において準用される省令第 4 4 条の 2
整理告示第 5 3 条第 1 項	保安基準第 4 5 条並びに細目告示第 6 9 条、第 1 4 7 条及び第 2 2 5 条	保安基準表第 4 4 項において準用される省令第 4 5 条並びに細目告示第 1 4 7 条及び第 2 2 5 条
整理告示第 5 4 条第 1 項	保安基準第 4 6 条第 1 項並びに細目告示第 7 0 条、第 1 4 8 条及び第 2 2 6 条	保安基準表第 4 5 項において準用される省令第 4 6 条第 1 項並びに細目告示第 1 4 8 条及び第 2 2 6 条
整理告示第 5 4 条第 3 項	保安基準第 4 6 条第 2 項	保安基準表第 4 5 項において準用される省令第 4 6 条第 2 項
整理告示第 5 5 条第 1 項	保安基準第 4 7 条第 1 項	保安基準表第 4 8 項において準用される省令第 4 7 条第 1 項
	細目告示第 2 条第 1 0 号ニ及びホに掲げる可燃物	付表第 3 の第 4 項及び第 5 項に掲げる可燃物
	細目告示第 7 1 条第 2 項第 1 号又は第 2 号、第 1 4 9 条第 2 項第 1 号又は第 2 号及び第 2 2 7 条第 2 項第 1 号又は第 2 号	保安基準表第 4 8 項において準用される細目告示第 1 4 9 条第 2 項第 1 号又は第 2 号及び第 2 2 7 条第 2 項第 1 号又は第 2 号
整理告示第 5 5 条第 2 項	細目告示第 7 1 条第 2 項第 1 号、第 1 4 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 2 7 条第 2 項第 1 号	保安基準表第 4 8 項において準用される細目告示第 1 4 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 2 7 条第 2 項第 1 号
整理告示第 5 6 条	保安基準第 4 8 条の 2 並びに細目告示第 7 3 条、第 1 5 1 条及び第 2 2 9 条	保安基準表第 4 6 項において準用される省令第 4 8 条の 2 並びに細目告示第 1 5 1 条及び第 2 2 9 条
整理告示第 5 7 条	保安基準第 4 8 条の 3 並びに細目告示第 7 4 条、第 1 5 2 条及び第 2 3 0 条	保安基準表第 4 7 項において準用される省令第 4 8 条の 3 並びに細目告示第 1 5 2 条及び第 2 3 0 条

整理告示第 5 8 条	細目告示第 7 5 条第 1 号、第 1 5 3 条第 1 号及び第 2 3 1 条第 1 号	保安基準表第 5 0 項において準用される細目告示第 1 5 3 条第 1 号及び第 2 3 1 条第 1 号
整理告示第 6 1 条	細目告示第 8 0 条第 4 項第 2 号、第 1 5 8 条第 4 項第 2 号及び第 2 3 6 条第 4 項第 2 号	保安基準表第 5 3 項において準用される細目告示第 1 5 8 条第 4 項第 2 号及び第 2 3 6 条第 4 項第 2 号
整理告示第 6 1 条の 2	細目告示第 8 1 条第 1 項第 5 号、第 1 5 9 条第 1 項第 5 号及び第 2 3 7 条第 1 項第 5 号	保安基準表第 5 4 項において準用される細目告示第 1 5 9 条第 1 項第 5 号及び第 2 3 7 条第 1 項第 5 号

6 第 3 項第 1 号ア及びイの自動車は、カタピラを有する自動車であって、次に掲げるものとする。

- (1) 戦車（戦車回収車及び戦車橋を含む。）、装甲車（装甲作業車を含む。）、自走砲及び雪上車
- (2) 火砲のけん引を主たる目的とするもの
- (3) その他用途及び構造上やむを得ないもので防衛大臣の許可を得たもの。

付表第1 窒素酸化物特定期日（第3項第2号関係及び保安基準表第26項の2
関係）

窒素酸化物特定自動車の種別			期 日
次項に掲げる自動車以外の自動車	2に掲げる自動車以外の自動車	昭和58年11月30日以前に初めての自動車検査証の交付（以下「初度交付」という。）を受けたもの	平成6年11月30日（平成5年11月30日における自動車検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあつては、平成7年11月30日）
		昭和58年12月1日から昭和60年11月30日までに初度交付を受けたもの	平成7年11月30日
		昭和60年12月1日から平成5年11月30日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して10年間の末日に当たる日
	車両総重量が3.5トンを超え5トン以下の自動車	昭和61年3月31日以前に初度交付を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までに初度交付を受けたもの	平成9年3月31日（自動車検査証の有効期間が2年とされている自動車にあつては、初度交付日から起算して10年間の末日に当たる日）
		昭和62年4月1日から平成8年3月31日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して10年間の末日に当たる日
平均使用年数が10年を超える自動車であつて、基準告	車両総重量が3.5トン以下の自動車	昭和54年11月30日以前に初度交付を受けたもの	平成6年11月30日
		昭和54年12月1日から平成5年11月30日	初度交付日から起算して15年間の末日に当たる日

示別表第2 に掲げる消 防警察自動 車及び特定 消防警察自 動車並びに		までに初度交付を受けた もの	(ただし、昭和56年1月1 日から昭和56年12月3 1日までに初度交付を受け た自動車にあっては、初度交 付日から起算して18年間 の末日に当たる日)
軽油を燃料 とする総輪 を駆動する 構造を有す る自動車	車両総重量 が3.5ト ンを超え5 トン以下の 自動車	昭和56年3月31日以前 に初度交付を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和56年4月1日から 平成8年3月31日まで に初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して1 5年間の末日に当たる日
	車両総重量 が5トンを超 える自動 車	昭和51年3月31日以前 に初度交付を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和51年4月1日から 平成8年3月31日まで に初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して2 0年間の末日に当たる日

付表第2 特定期日（第3項第2号関係及び保安基準表第26項の2関係）

窒素酸化物等排出自動車の種別		期 日
次項に掲げ る自動車以 外の自動車	平成元年9月30日以前 に初めての自動車検査証 の交付（以下「初度交 付」という。）を受けた もの	平成16年9月30日（平 成15年9月30日におけ る自動車検査証の有効期間 の残余期間が1年を超える 自動車にあっては、平成1 7年9月30日）
	平成元年10月1日から 平成4年9月30日まで に初度交付を受けたもの	平成17年9月30日
	平成4年10月1日から 平成8年9月30日まで に初度交付を受けたもの	平成18年9月30日

		平成8年10月1日から平成16年9月30日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して10年間の末日に当たる日
平均使用年数が10年を超える自動車であつて、基準告示別表第2に掲げる消防警察自動車及び特定消防警察自動車並びに軽油を燃料とする総輪を駆動する構造を有する自動車	車両総重量が3.5トン以下の自動車	平成元年9月30日以前に初度交付を受けたもの	平成16年9月30日（平成15年9月30日における自動車検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあつては、平成17年9月30日）
		平成元年10月1日から平成2年9月30日までに初度交付を受けたもの	平成17年9月30日
		平成2年10月1日から平成16年9月30日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して15年間の末日に当たる日
	2 車両総重量が3.5トンを超える自動車	昭和59年9月30日以前に初度交付を受けたもの	平成16年9月30日（平成15年9月30日における自動車検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあつては、平成17年9月30日）
		昭和59年10月1日から平成16年9月30日までに初度交付を受けたもの	初度交付日から起算して20年間の末日に当たる日

付表第3 可燃物（第5項第2号関係、保安基準表第48項及び保安基準別紙第5項の表第54項関係）

項	品 名	数量（k g）
1	油紙類及び油布類	7 5 0
2	副蚕糸	7 5 0
3	油かす	2, 0 0 0
4	可燃性固体類	1, 5 0 0
5	可燃性液体類	2, 0 0 0
6	綿花類	2, 0 0 0
7	木毛	2, 0 0 0
8	わら類	2, 0 0 0
9	合成樹脂類	2, 0 0 0
1 0	マツチ	1 5 0

備考

- 1 油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 2 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
- 3 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの
 エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 4 可燃性液体類とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第8号の可燃性液体類をいう。
- 5 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 6 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干草をいう。
 合成樹脂とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。